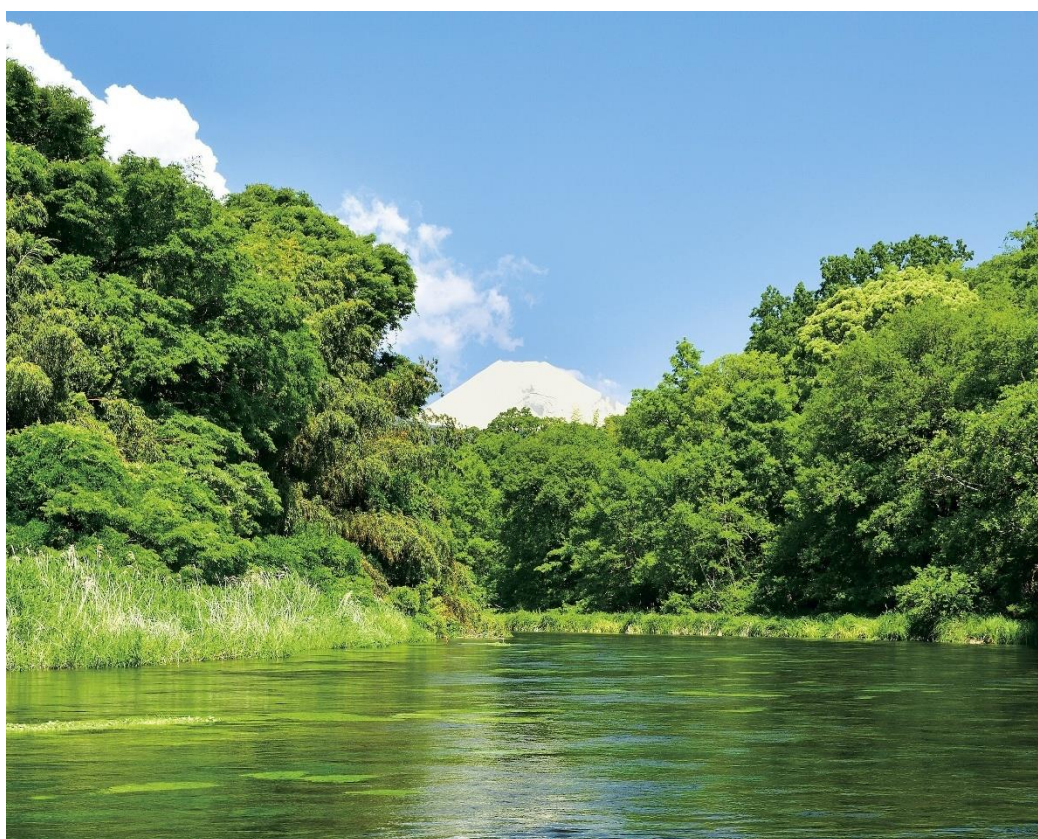


# 清水町下水道事業経営戦略

(第1期中間見直し後)

【令和3年度～令和12年度】



令和8年3月

清水町

# 目 次

第1章 経営戦略の策定及び改定の趣旨	1
1-1 経営戦略策定の目的	1
1-2 経営戦略の事後検証及び改定の趣旨	1
1-3 計画期間	2
第2章 清水町公共下水道事業の現状把握・分析	3
2-1 清水町公共下水道事業の概要	3
2-2 経営状況及び各種指標等の分析	8
2-3 将来予測	19
2-4 計画期間前期の評価と課題の抽出	21
第3章 経営の基本方針	28
3-1 基本方針	28
3-2 基本方針に係る今後の取組	30
第4章 投資・財政計画	35
4-1 投資・財政計画	35
第5章 経営戦略の事後検証・更新	49
5-1 評価の方法	49
5-2 評価の時期	49
5-3 経費回収率の向上に向けたロードマップについて	50

# 目 次

第1章 経営戦略の策定及び改定の趣旨	1
1-1 経営戦略策定の目的	1
1-2 経営戦略の事後検証及び改定の趣旨	1
1-3 計画期間	2
第2章 清水町公共下水道事業の現状把握・分析	3
2-1 清水町公共下水道事業の概要	3
2-2 経営状況及び各種指標等の分析	8
2-3 将来予測	19
2-4 計画期間前期の評価と課題の抽出	21
第3章 経営の基本方針	28
3-1 基本方針	28
3-2 基本方針に係る今後の取組	30
第4章 投資・財政計画	35
4-1 投資・財政計画	35
第5章 経営戦略の事後検証・更新	49
5-1 評価の方法	49
5-2 評価の時期	49
5-3 経費回収率の向上に向けたロードマップについて	50

## 第1章 経営戦略の策定及び改定の趣旨

### 1-1 経営戦略策定の目的

下水道事業は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有しており、多額の設備投資を必要とすることから、中長期的観点に基づいた計画的な経営が不可欠です。

今後、人口減少が予想され、地方財政全体が厳しい状況となることが予想される中、未普及対策などの整備を実施しつつ、地震などの災害への対策や日常の維持管理を行っていくためには、下水道事業に関わる経費及び財源の見通しを把握することが重要となります。

このような中、住民の日常生活に欠くことのできない重要な役割を担っている下水道事業が、将来にわたって安定的に継続してサービスを提供することができるよう、総務省では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を各地方公共団体へ要請しました（平成26年8月29日付け総財公第107号）。

また、経済財政運営と改革の基本方針2015における「経済・財政再生計画」（平成27年6月30日閣議決定）では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る」こととされ、さらに、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」や「経営戦略の策定率」が設定されているところです。

このような背景を踏まえ、本町では、下水道事業の健全で安定した継続的な事業経営と経営基盤の強化を図ることを目的に、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、実現可能な収支のバランスの取れた投資・財政計画を中心とする「清水町下水道事業経営戦略」を、令和3年3月に策定しました。

### 1-2 経営戦略の事後検証及び改定の趣旨

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要とされています。

令和3年3月に策定した「清水町下水道事業経営戦略」においても、毎年度の進捗管理を行い、概ね5年毎に見直しを行うこととしています。



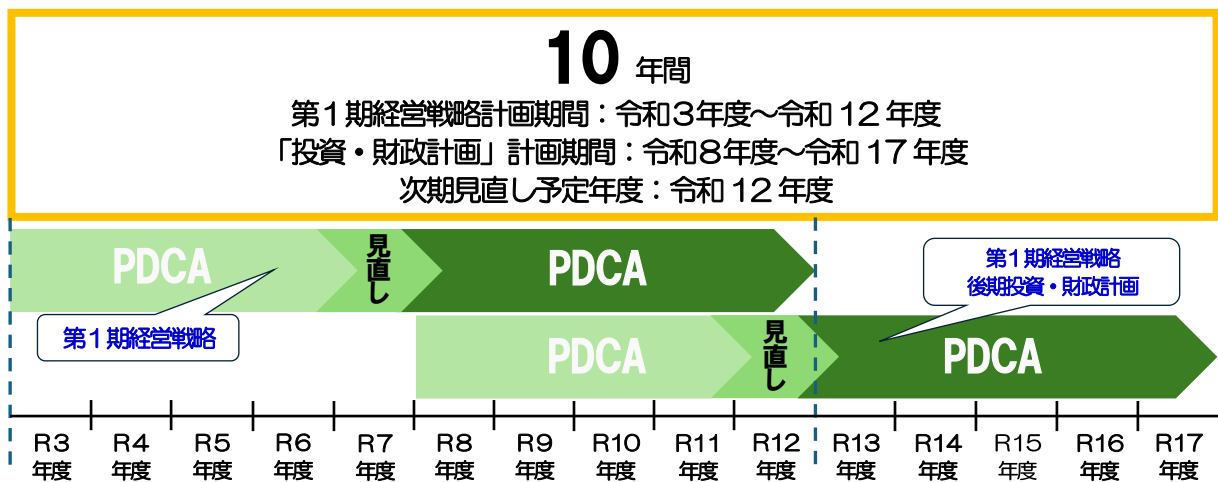
人口動態などのサービス需要に影響する要素の変動状況のほか、賃金や物価の上昇などの基礎的な社会経済情勢、根拠法令や制度の改正状況については、策定当時の状況と大きく異なる場合があります。10年間の将来推計ともいえる「投資・財政計画」の数字の根拠となる要素であることから、そうした変動要素を的確に把握し、一定期間ごとにローリングしていくことは、より綿密で質の高い計画を進捗管理していく上で極めて重要です。

また、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）においても、令和7年度までの経営戦略の見直し率100%を掲げており、改定に当たっては、より質の高い経営戦略となるよう、積極的に取り組むよう要請しています（令和4年1月25日付け総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号）。

このようなことから、本町においても、下水道事業を取巻くサービス需要や物価変動などの社会経済情勢の変化を的確に把握し、新たな制度や課題へ適時適切に対応していくため、必要な投資目標と収支計画を示した「投資・財政計画」や各種KPI等について、令和6年度までの評価及び事後検証を踏まえた中間見直しを実施するとともに、「清水町下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）」を改定し、PDCAサイクルに基づく質の向上を図ります。

### 1-3 計画期間

今回の改定は、第1期経営戦略における中間見直しを反映するものであるため、計画期間は令和3年度から令和12年度までとしますが、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、投資試算や財源試算を踏まえた「投資・財政計画」については、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。



## 第2章 清水町公共下水道事業の現状把握・分析

### 2-1 清水町公共下水道事業の概要

#### (1) 清水町公共下水道事業の沿革及び整備・普及状況

清水町の公共下水道事業は、静岡県による住宅団地の整備に伴い、単独公共下水道「徳倉処理区」として、昭和41年度に中徳倉地区で供用開始したことに始まります。その後、昭和62年12月に東駿河湾広域都市計画下水道「清水町公共下水道」として都市計画決定の承認及び事業認可を受け、昭和63年度から狩野川以北の町域を処理区域とする「狩野川流域下水道西部処理区関連公共下水道」として整備に着手。平成6年度から供用を開始しました。また、平成7年4月には都市計画決定を変更し、排水区域を拡大。平成13年度には的場中継ポンプ場の供用を開始しました。以後、平成14年度、平成19年度、平成25年度、平成30年度、令和5年度と事業計画を変更し、認可区域を拡大しながら下水道整備を進めています。

一方、「狩野川左岸処理区公共下水道」は、平成7年7月に都市計画決定を変更し、上位計画である「狩野川流域別下水道整備総合計画」（以下「狩野川流総計画」という。）の第2回見直し（平成9年12月）により、沼津市の区域も含めた広域公共下水道として位置付けられました。その後、平成16年度に全体計画を変更し、翌年の平成17年度に事業認可を取得して整備に着手。徳倉中継ポンプ場と併せて、平成22年10月に供用を開始するとともに、それまで単独公共下水道として事業運営していた徳倉処理区を廃止し、左岸処理区へ編入しました。以後、平成25年度、平成30年度、令和5年度と事業計画を変更し、認可区域を拡大しながら下水道整備を進めています。

また、西部処理区のうち、一部境川の横断が必要な区域については、「狩野川流総計画」と整合を図りながら、三島市公共下水道へ接続させる「三島処理区公共下水道」として位置付けられました。境川に隣接した清水町及び三島市行政堺付近の区域を一体的に整備する必要があったため、平成30年11月に事業認可を取得。令和2年度に認可区域0.6haを整備し、翌年の令和3年度から供用を開始しています。

表2-1 下水道事業の概要と普及状況（令和7年3月31日現在）

項目		西部処理区	左岸処理区 (徳倉処理区)	三島処理区	
建設事業開始年月日		昭和63年3月10日	平成18年6月30日 (昭和39年10月28日)	令和2年7月20日	
供用開始年月日		平成6年6月1日	平成22年10月1日 (昭和42年2月1日)	令和3年3月31日	
法適・非適区分		法適（平成31年4月1日適用）			
排除方式		分流式			
面積	行政区域	881ha			
	汚水	全体計画区域	519.4ha	199.0ha	0.6ha
		事業計画区域	437.5ha	177.7ha	0.6ha
		整備済区域	340.7ha	120.9ha	0.6ha
整備率	65.6%	60.8%	100.0%		
人口	行政人口	20,907人	10,556人	38人	
	処理区域内人口	17,423人	9,407人	38人	
	水洗化人口	16,657人	5,960人	34人	
処理区域内人口密度		51.1人/ha	77.8人/ha	63.3人/ha	
普及率		83.3%	89.1%	100.0%	
水洗化率		95.6%	63.4%	89.5%	
污水管敷設延長		83.2km	35.0km	0.1km	

表 2-2 過年度の整備実績

	単 位	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
行政人口	人	32,484	32,690	32,606	32,510	32,192	31,989	31,820	31,748	31,706	31,501
処理区域内人口	人	19,572	19,980	20,512	21,060	21,485	22,530	23,364	24,270	25,037	26,868
西部処理区	人	14,780	15,078	15,346	15,660	15,971	16,284	16,498	16,777	16,839	17,423
左岸処理区	人	4,792	4,902	5,166	5,400	5,514	6,195	6,815	7,442	8,147	9,407
三島処理区	人	—	—	—	—	—	51	51	51	51	38
普及率	%	60.3	61.1	62.9	64.8	66.7	70.4	73.4	76.4	79.0	85.3
西部処理区	%	68.9	69.6	71.3	72.9	74.8	76.6	78.0	79.4	80.1	83.3
左岸処理区	%	43.4	44.4	46.6	49.0	50.8	58.0	64.2	70.4	76.6	89.1
三島処理区	%	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化人口	人	18,008	18,432	18,958	19,549	20,004	20,498	21,094	21,793	22,214	22,651
西部処理区	人	14,455	14,761	15,024	15,331	15,620	15,893	16,102	16,374	16,435	16,657
左岸処理区	人	3,553	3,671	3,934	4,218	4,384	4,605	4,956	5,378	5,738	5,960
三島処理区	人	—	—	—	—	—	—	36	41	41	34
水洗化率	%	92.0	92.3	92.4	92.8	93.1	91.0	90.3	89.8	88.7	84.3
西部処理区	%	97.8	97.9	97.9	97.9	97.8	97.6	97.6	97.6	97.6	95.6
左岸処理区	%	74.1	74.9	76.2	78.1	79.5	74.3	72.7	72.3	70.4	63.4
三島処理区	%	—	—	—	—	—	—	70.6	80.4	80.4	89.5
整備面積(累計)	ha	331.5	343.8	353.2	359.3	372.7	391.7	406.0	431.0	436.7	462.2
西部処理区	ha	283.4	286.3	290.6	294.5	304.2	310.6	315.5	323.6	324.6	340.7
左岸処理区	ha	48.1	57.5	62.6	64.8	68.5	80.5	89.9	106.8	111.5	120.9
三島処理区	ha	—	—	—	—	—	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
管渠整備延長(累計)	km	87.8	91.4	94.0	96.6	99.4	103.9	107.6	112.4	115.4	118.3
西部処理区	km	70.4	71.8	73.2	75.0	77.1	78.7	80.2	81.8	82.1	83.2
左岸処理区	km	17.4	19.6	20.8	21.6	22.3	25.1	27.3	30.5	33.2	35.0
三島処理区	km	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

このように、これまで町の重要施策として計画的に整備を進めてきた結果、令和6年度末における本町の下水道全体計画区域面積は719.0ha、事業計画区域（認可区域）面積は615.8ha、整備済となった処理区域面積は462.2haに拡大し、下水道人口普及率は85.3%となっています。

とりわけ、国からの要請により策定した「汚水処理施設の10年概成に向けたアクションプラン」において設定した汚水処理人口普及率のKPIを達成するため、近年は従来以上に事業費を投入した結果、経営戦略の計画開始年度である令和3年度から令和6年度までの整備状況は、西部処理区で16.8ha、左岸処理区で40.4ha、合計57.2haであり、事業量は年平均で整備面積14.3ha、管渠整備延長で3.6kmとなっています。また、処理区域内人口は4,338人の増、下水道人口普及率は14.9ポイントと大幅に増加しており、県内では4番目の普及率となっています。

なお、集中的に事業費を投入し下水道整備を進めてきた結果、処理区域内人口の増加に水洗化人口の増加が追い付いていないため、水洗化率（接続率）は減少傾向となっています。

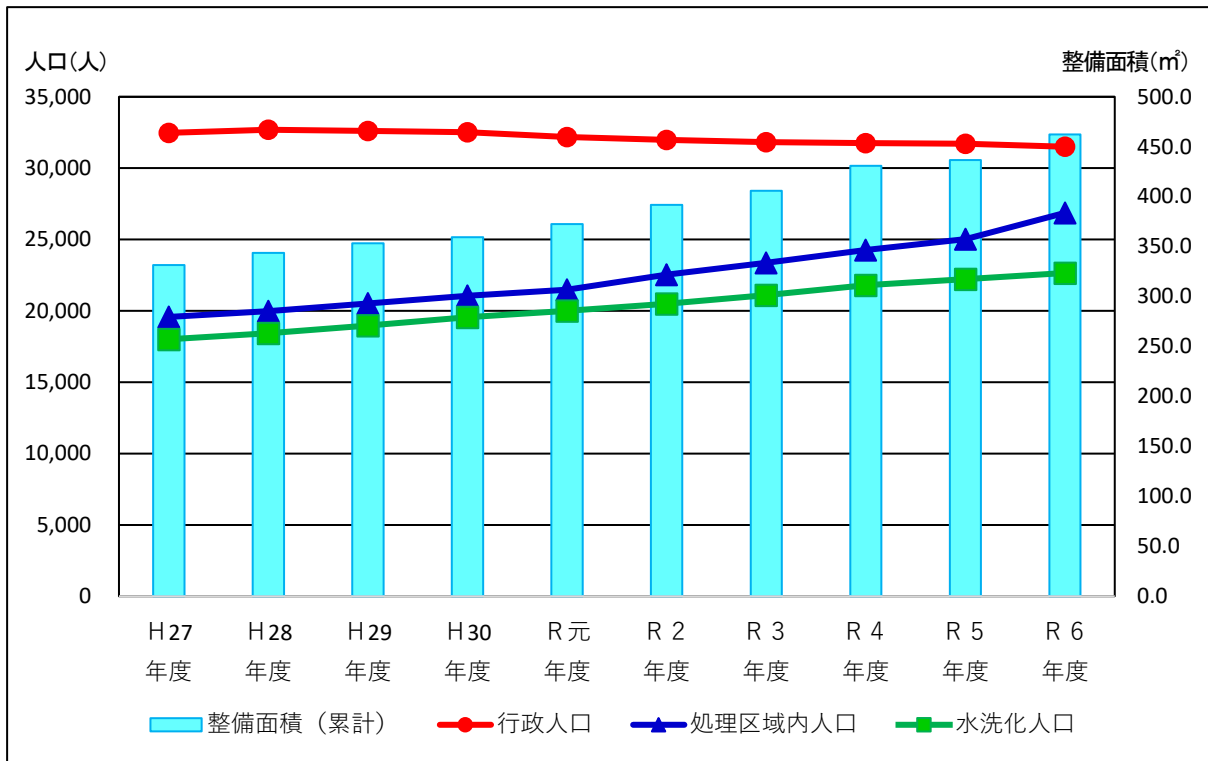


図2-1 過年度の整備実績及び普及状況

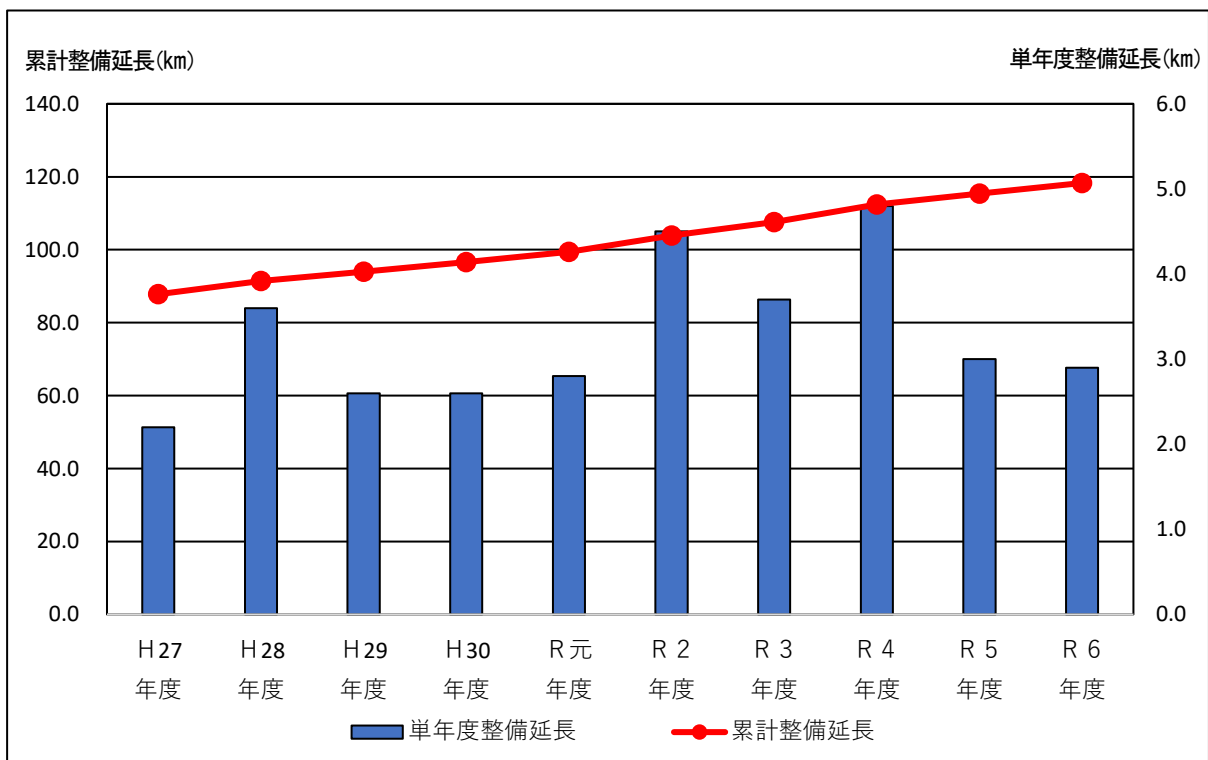


図2-2 過去10年間の管渠整備実績

## (2) 施設の老朽化の状況

本町の下水道施設のうち、昭和40年代に静岡県や事業者によって布設され、その後移管された汚水管渠が、供用開始から既に50年を経過しています。また、本町が整備した汚水管渠についても、昭和63年度以降から順次完成し、平成6年度に供用開始したことから、計画期間である令和12年度末には、既設管渠延長の約半分が30年以上を経過する見込みとなっています。また、本町は地形的な要因から、令和6年度末時点で30か所のマンホールポンプ場が稼働しており、耐用年数も短いことから、今後は老朽化した下水道施設の改築・修繕費用が増加する見込みです。

また、汚水処理施設の10年概成により、従来の「整備拡張の時代」から改築・修繕も含めた「維持管理の時代」へと変化する過渡期ともいえる現在において、施設の健全度を的確に把握し、機能停止の防止や道路陥没等による事故の未然防止、ライフサイクルコストの最小化及び平準化を図り、適切な施設の維持管理を行うことは、すべての下水道事業者にとって喫緊の課題となっています。

このようなことから、本町においても、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、適切な時期に改築事業を推進していくことが必要なため、令和元年度に「清水町公共下水道事業ストックマネジメント計画」を策定し、令和6年度までの5年間、マンホールポンプ場の設備の更新を行うとともに、卸団地地区の汚水管渠の改築に着手しました。また令和6年度には、下水道施設の点検・調査結果や改築・修繕の状況を管理するための維持管理台帳を整備するとともに、令和11年度までを計画期間とした「清水町公共下水道事業ストックマネジメント計画(第2期)」を策定し、今後、事業費の増大が見込まれる老朽化対策に向けた体制の整備を図りました。

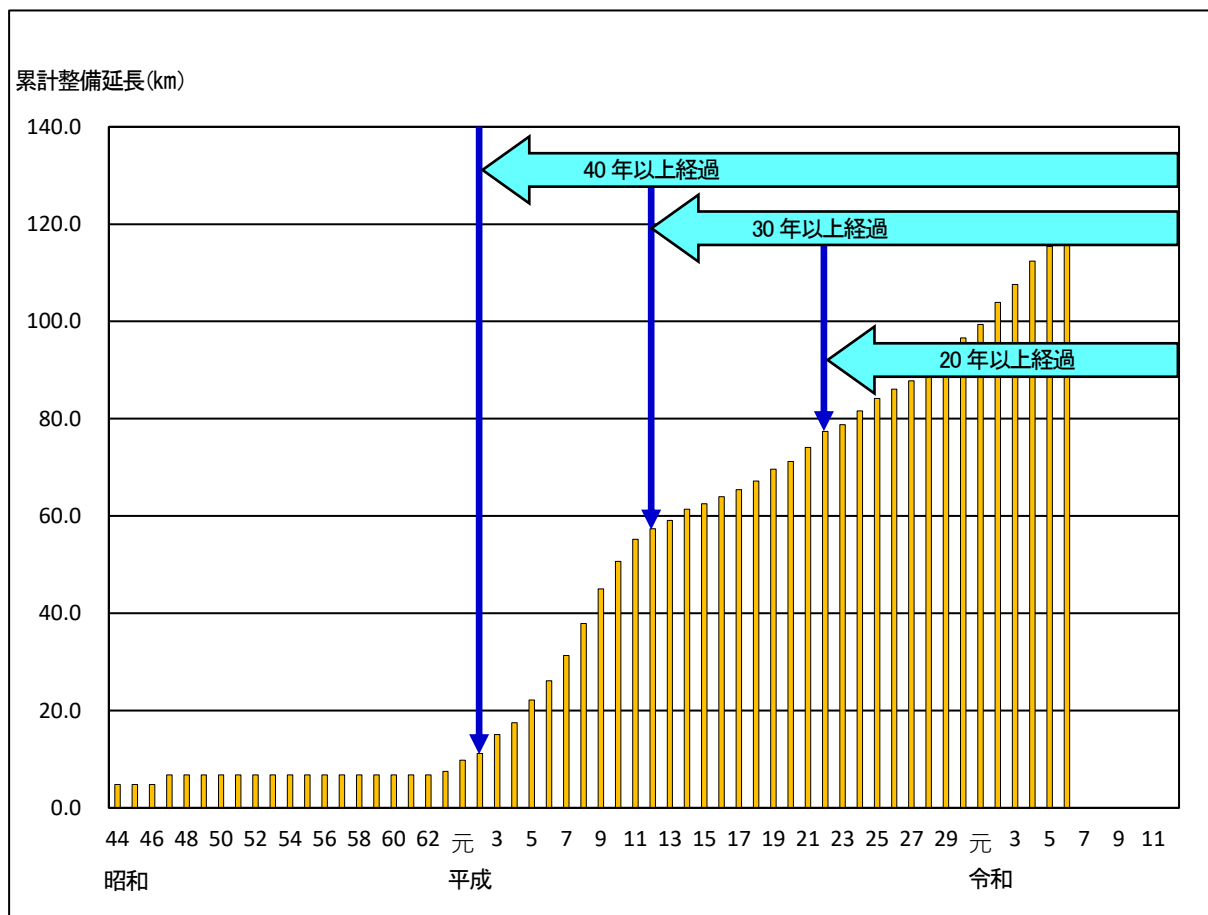


図2-3 令和12年度時点の年度別累計汚水管渠延長

### (3) 清水町公共下水道の災害対策

過去に発生した阪神淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災などにおいては、下水道施設が多大な被害を受け、住民生活や事業活動に大きな影響を及ぼすとともに、住民の生命、財産を脅かす事態となり、下水道が重要なライフラインとして再認識することとなりました。震災により、その機能を果たせなくなった場合、復旧までに多くの時間を要し、さらに二次災害を引き起こすことが想定されるため、被災した場合においても機能を維持することが重要です。

阪神淡路大震災の被害を踏まえ、国は下水道法施行令を改正し、耐震化に関する基準を強化したことから、平成9年度以降の重要な下水道施設に対しては耐震化が図られていますが、平成9年度以前に施工された施設は、耐震化が十分に進んでいない状況です。そこで、被災時に備え、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災対策」、被災を想定して被害を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするための暫定対応としての「減災対策」を組み合わせた下水道管路施設総合地震対策計画を策定しており、現在はこの計画の耐震対策が完了しています。

また近年では、令和6年能登半島地震における被害により、上下水道システムの「急所施設」や避難所などの「重要施設」に接続する上下水道の管路等について、耐震化の重要性が改めて明らかになったところです。このような状況を受け、国は令和6年度に「急所施設」や「重要施設」における耐震化状況について緊急点検の実施を要請するとともに、緊急点検の結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定と、計画に基づく上下水道施設の耐震化対策の実施を要請しました。本町においては、避難所等の重要施設に接続する下水道管路の一部に耐震性能確保の必要がある箇所がありますので、「清水町上下水道耐震化計画」に位置付け、令和11年度までに耐震性能確保の対策を実施してまいります。

一方、令和6年11月2日には、静岡県三島市で日最大1時間降水量（10分間隔）が観測史上最大となる72mmを観測するなど、近年、頻発するゲリラ豪雨等による浸水被害も多発しており、浸水対策の重要性が高まっています。令和6年度に作成された内水浸水想定区域図においても、的場中継ポンプ場の一部及び徳倉中継ポンプ場の一部が、いずれも浸水想定区域内にあり、最大浸水深は的場で0.1m以上0.5m未満、徳倉で0.5m以上2.0m未満となっています。このうち、徳倉中継ポンプ場については、道路から高い位置に設置されており、電気室等が浸水する想定にはなっていませんが、的場中継ポンプ場については浸水対策が必要であることから、令和8年度中に「下水道施設耐水化計画」を策定し、令和10年度までに浸水対策工事を実施してまいります。

## 2-2 経営状況及び各種指標等の分析

令和6年度までの10年間における経営状況及び各種指標等について、地方公営企業決算状況調査及び経営比較分析表から分析します。

### (1) コスト分析

#### ① 職員給与費

損益勘定支弁職員については、地方公営企業法の一部適用に向けた準備と適用後の初動運用期間として、平成30年度からの3年間は4人体制となりましたが、令和3年度以降は従来と同じ3人体制となっています。また、職員1人当たりの給与費で比較すると、比較的号給の高い職員が配置された平成28年度からの3年間は高い水準でしたが、法適化した令和元年度以降は、600万円から700万円で推移しています。業務量を勘案すると、職員数や級別の配置に大きな変動はないものの、給与水準の上昇により、今後は増加傾向となることが予測されます。

表2-3 損益勘定支弁職員に係る職員給与費の推移

(単位：千円、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本給	9,248	11,734	12,447	16,604	14,463	14,814	9,809	11,015	11,293	11,928
手当	8,046	8,519	9,640	13,276	8,186	6,991	5,773	5,323	5,590	5,829
法定福利費	2,713	3,378	4,062	5,541	4,621	4,642	3,097	3,385	3,362	3,430
計	20,007	23,631	26,149	35,421	27,270	26,447	18,679	19,723	20,245	21,187
職員数 (級内訳)	3 (3・2・2)	3 (3・3・3)	3 (4・3・3)	4 (4・3・3・3)	4 (4・3・2・1)	4 (4・4・2・1)	3 (4・2・1)	3 (4・3・1)	3 (4・2・2)	3 (4・2・2)
職給/人	6,669	7,877	8,716	8,855	6,818	6,612	6,226	6,574	6,748	7,062

※ 平成30年度までの決算数値については、法非適のため税込方式で、令和元年度以降の決算数値については、法適のため税抜方式で作成されている。

※ 平成30年度の決算数値については、法適化に伴う打切決算により、特例的支出分が控除されている。

#### ② 維持管理費

維持管理費は、施設を運転して下水処理を行うことに要する費用(ランニングコスト)です。維持管理費については、接続戸数の増加に伴う汚水処理量や業務量の増加により、年々増加傾向となっています。また、近年は電力料金の急激な高騰や物価の上昇によりコストが増加しています。今後は、これらの要因によるさらなるコストの増加に加え、施設の老朽化に伴う点検・調査費用、修繕費用などの増加も予測されます。

##### ア 動力費

動力費については、町内2か所の中継ポンプ場における設備の稼働に大きな変動がないことから、従来は400万円前後で推移してきましたが、電力料金の高騰により、令和4年度以降は大幅な増加となっています。今後も、排水量の増加に対応するためのポンプ設備の増設を予定していることから、増加傾向となることが予測されます。

##### イ 修繕費

修繕費については、これまでマンホール蓋の高さ調整や取付管、汚水柵、舗装の修繕などが中心となっていましたが、近年は、中継ポンプ場やマンホールポンプ場など、設備の老朽化による高額な修繕が増加傾向となっています。今後も、これら設備の老朽化により、点検・調査費用や修繕費用については増加傾向となることが予測されますが、下水道ストックマネジメント計画に位置付けることで、設備の計画的な予防保全に努め、修繕費の抑制を図ることが重要です。

## ウ その他

本町においては、町単独の終末処理場を有しておらず、静岡県や沼津市に汚水処理を委託しているため、維持管理費の約7割を維持管理負担金が占めています。この維持管理負担金については、接続戸数の増加に伴う汚水処理量の増加により、増加傾向にあります。今後も増加が予測されます。また本町では、包括的民間委託方式（複数年契約）により中継ポンプ場やマンホールポンプ場の維持管理及び緊急対応業務を行っていますが、労務単価の上昇により契約更改時は大幅に増加しており、委託費についても増加傾向となることを見込まれます。

一方、事務費についても、接続戸数の増加により、下水道使用料の賦課徴収経費は年々増加傾向にあります。このような変動費の増加については、下水道使用料による回収が見込めますが、物価上昇等の外的要因によるコストの増加については、今後も十分注視していくことが必要です。

表2-4 維持管理費の推移

(単位：千円、円/m<sup>3</sup>)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
動力費	4,584	3,392	3,887	3,952	4,560	4,147	4,379	6,204	6,382	7,791
修繕費	3,759	5,997	2,717	2,600	4,125	3,261	1,961	3,012	3,853	4,291
その他	227,362	231,756	228,817	236,359	244,715	262,746	284,166	272,423	294,551	291,018
光熱水費	4,231	3,943	4,087	4,118	4,234	4,099	3,977	3,944	3,977	4,540
通信運搬費	877	881	755	669	686	656	607	499	464	429
薬品費	—	—	379	734	741	648	903	854	911	965
委託料	36,023	30,957	26,693	35,120	26,357	30,439	29,999	31,337	38,740	44,178
流域負担金	121,184	134,165	132,392	145,427	140,976	161,973	160,553	163,690	169,398	166,003
左岸負担金	45,815	47,390	48,014	36,010	52,566	46,681	47,138	48,750	48,797	50,883
資産減耗費	—	—	—	—	—	—	15,007	1,540	7,298	2,172
その他	19,232	14,420	16,497	14,281	19,155	18,250	25,982	21,809	24,966	21,848
計	235,705	241,145	235,421	242,911	253,400	270,154	290,506	281,639	304,786	303,100
うち汚水処理費	207,729	223,620	222,107	229,690	222,426	238,939	242,384	245,172	247,100	239,647
汚水処理原価	99.7	106.4	103.4	105.2	101.5	105.2	105.3	105.7	103.1	99.0

※ 平成30年度までの決算数値については、法非適のため税込方式で、令和元年度以降の決算数値については、法適のため税抜方式で作成されている。

※ 平成30年度の決算数値については、法適化に伴う打切決算により、特例的支出分が控除されている。

### ③ 資本費

資本費は、施設の取得財源として借り入れた企業債の償還金や減価償却費など、施設等の整備に要した費用（イニシャルコスト）であると言えます。本町は、下水道の未普及地区が残る整備途上の状況であり、現在も積極的に投資し資産を取得していることから、取得資産に係る減価償却費は増加傾向が続くとともに、施設の取得財源となる企業債も増加傾向で推移しています。一方で、企業債利息については、減少傾向で推移しています。

#### ア 減価償却費

減価償却費は、前年度に取得した資産に係る償却分が新たに追加されることから、前年度における建設改良費の決算額により増加額が変動することとなります。本町は、卸団地地区の汚水管渠が令和4年度をもって償却済みとなったことから、令和5年度については増加額が少額となっています。今後は、国による「汚水処理施設の10年概成」の方針により、未普及対策に係る国費支援の動向が不透明であり、施設整備に係る財源が十分に確保できないことから、事業量の抑制を余儀なくされ、減価償却費は微増で推移するものと予測されます。

## イ 企業債利息

企業債利息については、積極的な未普及対策の実施により、施設整備の財源となる企業債が増加傾向で推移する中、10年間で6,500万円以上の大幅な減額となっています。これは、昭和60年代から平成初期に借り入れた高利債が償還終了となる一方で、平成20年代以降から低利債の借入れが続いていることが主な要因です。また近年では、30年償還の公的資金から15年償還の民間資金に同意額の一部が配分されるなど、償還期間の短縮も利子償還金減額の一要因となっています。しかしながら、政策金利の引き上げにより企業債の貸付利率も上昇傾向となっていることから、今後は利上げによるコストの増加にも留意していく必要があります。

表2-5 資本費の推移

(単位：千円、円/m<sup>3</sup>)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減価償却費	—	—	—	—	460,439	468,169	485,165	502,567	503,029	510,667
企業債利息	135,118	127,142	119,810	112,469	104,303	95,620	88,037	81,467	78,574	76,085
企業債元金	368,016	390,517	401,146	413,976	—	—	—	—	—	—
計	503,134	517,659	520,956	526,445	564,742	563,789	573,202	584,034	581,603	586,752
うち汚水処理費	503,134	517,659	520,956	488,641	291,183	285,813	283,654	290,737	293,102	298,697
汚水処理原価	241.5	246.2	242.6	223.9	132.9	125.9	123.3	125.4	122.3	123.4

※ 平成30年度の決算数値については、法適化に伴う打切決算により、特例的支出分が控除されている。

※ 汚水処理原価は、「分流式下水道に要する経費」控除前の数値である。

## (2) 投資分析

### ① 建設改良費

建設改良費については、国による「汚水処理施設の10年概成」の方針が示された後、10年概成アクションプランの策定以降は、目標に掲げた汚水処理人口普及率の達成に向けて事業費を増額し、年間6億円以上の施設整備を実施してきました。特に、令和3年度以降は年間8億円以上の予算額を確保し、未普及地区の解消に向けた下水道の整備と下水道ストックマネジメント計画に基づく既存施設の改築・更新に取り組んできました。しかしながら、令和9年度以降の未普及対策に係る国費支援の動向が不透明であり、施設整備に係る財源の確保が困難となることが予想されることから、事業量を大幅に抑制する中で、未普及対策と老朽化対策を進めていくこととなります。

表2-6 建設改良費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	537,452	649,167	699,462	611,253	634,250	841,935	726,577	879,547	664,207	887,545
公共下水道費	509,679	548,159	668,811	599,105	617,027	817,093	709,646	861,379	644,138	870,351
建設負担金	27,773	101,008	30,651	12,148	17,223	24,842	16,931	18,168	20,069	17,194

## ア 職員給与費

資本勘定支弁職員については、静岡県へ職員派遣を行った平成28年度を除くと、従来から4人体制となっていました。技術職員の人員確保が困難となっており、令和5年度から3人体制となっています。また、職員1人当たりの給与費で比較すると、令和2年度以降は700万円以上で推移しています。技術職員の採用状況や令和9年度以降の事業量を勘案すると、職員数や級別の配置に大きな変動はないものの、号数やベースアップによる給与水準の上昇により、今後は増加傾向となることが予測されます。

表 2-7 資本勘定支弁職員に係る職員給与費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	14,580	10,550	12,452	12,875	12,684	12,933	14,399	14,629	10,734	10,541
手当	9,026	8,291	8,558	8,812	8,900	9,158	9,376	9,331	6,745	7,132
法定福利費	4,806	3,641	4,234	4,510	6,371	6,347	6,972	6,957	5,155	4,415
計	28,412	22,482	25,244	26,197	27,955	28,438	30,747	30,917	22,634	22,088
職員数 (級内訳)	4 (4・3・3・2)	3 (4・3・2)	4 (4・3・2・1)	4 (4・3・2・2)	4 (4・3・2・1)	4 (4・3・2・1)	4 (4・3・3・2)	4 (4・4・2・2)	3 (4・3・3)	3 (3・3・3)
職給/人	7,103	7,494	6,311	6,549	6,989	7,110	7,687	7,729	7,545	7,363

## イ 建設事業費（事務費・人件費を除く）

建設事業費については、令和8年度末の概成に向けて集中的な施設整備を実施していることから、全体で増加傾向にあります。しかしながら、補助事業費については4億5,000万円から6億円未満の事業費で推移しています。特に、令和4年度以降は国費が本要望額に対して内示割れの状況となっており、補助事業費を超えた継足し分を単独事業費として執行したことから、単独事業費が大幅な増額となっています。

また、新增設、改良の区分で見ると、未普及対策としての新增設費が増加傾向で推移する中、下水道ストックマネジメント計画を策定した令和3年度以降は改良費も高い水準で推移しています。概成後の令和9年度以降については、未普及対策に係る国費支援の動向が不透明であり、財源の確保が困難なことから、新增設費を抑制しながら未普及対策を進めますが、改良費については、国費を有効に活用しながら、下水道ストックマネジメント計画（第2期）に基づき、計画的に長寿命化事業を進めます。

なお、建設負担金については、令和元年度以降、静岡県が運営する狩野川流域下水道西部処理区に係る建設負担金を拠出していますが、当面は、従来と同規模の事業費で推移するものと予測されます。また、狩野川左岸処理区建設負担金については、現時点において幹線管渠や沼津市南部浄化センターの老朽化が大きく進んでいないことから、当面は拠出がないものと見込んでいます。

表 2-8 建設事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助事業費	365,000	427,986	510,984	424,000	451,400	569,600	490,000	593,320	453,630	593,570
単独事業費	115,910	97,483	132,190	148,392	137,543	219,017	188,486	236,850	167,422	254,559
新增設費	442,856	499,175	643,174	557,109	570,622	752,346	554,615	769,604	551,202	779,970
管渠費	442,856	494,639	624,123	557,109	570,622	752,346	554,615	766,414	551,202	779,970
ポンプ場費	—	4,536	19,051	—	—	—	—	3,190	—	—
改良費	38,054	26,294	—	15,283	18,321	36,271	123,871	60,566	69,850	68,159
管渠費	38,054	26,294	—	10,380	18,321	36,271	120,681	29,513	68,585	64,738
ポンプ場費	—	—	—	4,903	—	—	3,190	31,053	1,265	3,421
建設負担金	27,773	101,008	30,651	12,148	17,223	24,842	16,931	18,168	20,069	17,194
流域西部	24,713	11,409	13,129	4,586	17,223	24,842	16,931	18,168	20,069	17,194
狩野川左岸	3,060	89,599	17,522	7,562	—	—	—	—	—	—
計	508,683	626,477	673,825	584,540	606,166	813,459	695,417	848,338	641,121	865,323

## ウ その他建設事務費等

その他事務費は、建設事業に直接関係する取得資産の附随費用となるべき旅費や材料費などの経費を計上しています。法適化した令和元年度以降は、設備の材料検査に係る旅費や支給用の汚水桝等に係る資材費（消耗品費）について資本勘定で経理しており、設備の整備状況によって多少の変動はあるものの、基本的には今後も低水準で推移するものと見込まれます。

表 2-9 その他建設事務費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旅 費	139	13	204	167	120	38	361	242	188	104
材料費等	218	195	189	349	10	—	52	50	264	30
計	357	208	393	516	130	38	413	292	452	134

## ② 企業債元金償還金

企業債元金償還金については、耐用年数の短い設備等の整備に係る企業債を除き、償還期間を30年、うち元金据置5年としていることから、借入年度の6年後から償還が開始される仕組みとなっています。10年概成アクションプランに基づく積極的な施設整備に伴い、近年は多額の企業債を発行していますが、昭和60年代から平成初期に借り入れた企業債の元金償還が終了しているため、4億5,000万円程度で推移しています。今後は、10年概成に向けて集中的に施設整備を実施している令和7年度、令和8年度に発行する企業債の元金償還が開始される令和13年度から令和14年度がピークになると見込んでいます。

表 2-10 企業債元金償還金の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
政府資金	202,552	211,239	217,198	220,728	229,381	231,739	230,674	230,251	214,725	203,776
財務省	46,059	50,900	52,905	52,369	56,839	54,895	49,405	44,428	34,219	31,313
かんぽ	156,493	160,339	164,293	168,359	172,542	176,844	181,269	185,823	180,506	172,463
機構資金	109,881	119,148	123,015	131,059	132,323	139,192	146,720	157,368	168,520	176,414
民間資金	55,583	60,130	60,933	65,110	73,817	69,052	72,852	69,810	70,523	69,942
市中銀行	4,266	4,266	4,266	4,456	4,456	4,456	4,456	8,056	11,456	11,456
その他	51,317	55,864	56,667	60,654	69,361	64,596	68,396	61,754	59,067	58,486
建設改良債	368,016	390,237	399,996	415,557	433,421	437,883	448,146	455,329	451,668	448,032
その他企業債	—	280	1,150	1,340	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
計	368,016	390,517	401,146	416,897	435,521	439,983	450,246	457,429	453,768	450,132

## (3) 財源分析

### ① 下水道使用料

下水道使用料は、供用区域の拡大に伴う水洗化人口及び有収水量の増加に比例して、増加傾向にあります。また、令和元年10月に使用料改定を行ったため、令和2年度以降は、概ね1 m<sup>3</sup>当たり132円となっています。

表2-11 下水道使用料の推移

(単位：千円、円/m<sup>3</sup>)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道使用料	246,198	247,823	255,274	219,757	265,713	300,155	304,149	306,012	316,376	319,494
使用料単価	118.1	117.9	118.9	100.7	121.3	132.2	132.1	132.0	132.0	132.0

※ 平成30年度は、公営企業会計への移行に伴う打切り決算のため、出納整理期間がなかったことから、収入額が少なく計上されている。

※ 平成30年度までは法非適のため税込方式の収納額を、令和元年度以降は法適のため税抜方式の調定額を決算数値としている。

## ② 長期前受金戻入

長期前受金戻入は、資産を取得する際に財源として充当し、長期前受金として計上した国庫補助金や受益者負担金等を、取得資産の減価償却に応じて収益化するものです。

本町は、令和8年度末の概成に向け、有利な財源を活用して積極的な下水道整備を進めていますので、国庫補助金、受益者負担金及び工事負担金は、増加傾向で推移しています。

なお、他会計負担金については、公営企業会計への移行前は建設改良費に直接充当していましたが、公営企業会計への移行後は企業債元金償還金に充当しており、間接的に建設改良費に充当しています。そのため、他会計負担金については減少傾向となっておりますが、その他分は増加傾向となっております。

表2-12 長期前受金戻入の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期前受金戻入	—	—	—	—	328,495	358,713	378,022	384,186	382,636	383,301
国庫補助金	—	—	—	—	95,071	97,279	107,181	108,859	112,027	113,425
受益者負担金	—	—	—	—	18,350	18,526	18,700	19,082	19,701	19,410
工事負担金	—	—	—	—	—	—	213	213	271	1,283
受贈財産評価額	—	—	—	—	6,441	6,628	7,100	9,314	7,041	6,408
他会計負担金	—	—	—	—	147,612	147,623	150,667	147,674	144,595	141,236
その他	—	—	—	—	61,021	88,657	94,161	99,044	99,001	101,539

※ 平成30年度までは法非適のため計上していない。

## ③ 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、概ね5億円前後となっております。地方公営企業法の財務規定を適用した令和元年度以降は、例年4月当初に総務省から発出される「地方公営企業繰出金について(通知)」に基づき算定した繰出基準に基づく繰入金と、繰出基準に基づかない繰入金を仕訳し繰り入れています。

今後は、独立採算を基本として、基準外繰入の抑制に努めていく必要があります。

表2-13 一般会計繰入金の推移

### ア 他会計負担金(雨水処理費負担金)

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準内	—	—	—	—	3,514	3,043	2,249	2,353	2,608	2,588
基準外	—	—	—	—	206	307	611	69	—	—
計	—	—	—	—	3,720	3,350	2,860	2,422	2,608	2,588

※ 平成30年度までは法非適のため計上していない。

イ 他会計補助金（収益的支出充当財源）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準内	198,326	185,456	194,943	149,058	226,648	222,314	210,160	210,079	205,752	216,957
基準外	309	839	965		24,145	13,826	20,450	5,685	20,380	395
計	198,635	186,295	195,908	149,058	250,793	236,140	230,610	215,764	226,132	217,352

ウ 他会計補助金（資本的支出充当財源）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準内	14,095	14,957	15,988	17,293	149,692	154,171	157,159	161,908	158,756	159,694
基準外	379,764	279,908	271,977	344,921	110,108	106,339	104,371	116,906	112,504	116,366
計	393,859	294,865	287,965	362,214	259,800	260,510	261,530	278,814	271,260	276,060

エ 他会計補助金（合計）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準内	212,421	200,413	210,931	166,351	379,854	379,528	369,568	374,340	367,116	379,239
基準外	380,073	280,747	272,942	344,921	134,459	120,472	125,432	122,660	132,884	116,761
計	592,494	481,160	483,873	511,272	514,313	500,000	495,000	497,000	500,000	496,000

④ 企業債

企業債は、建設改良費における国庫補助金以外の有利な財源として積極的に活用しています。特に、標準耐用年数が長期間である管路整備の財源として企業債を活用することは、負担の世代間公平性を確保する上でも有効な手段といえます。

しかしながら、国が示した汚水処理施設の10年概成に向けて、令和2年度以降は積極的かつ集中的な未普及対策を実施してきた結果、企業債の新規発行額は毎年度5億円を超えており、新規発行額が元金償還額よりも多くなっていることから、年度末残高は大幅な増加傾向となっています。

表2-14 企業債と企業債年度末残高の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規発行額	378,100	456,500	439,700	438,300
建設改良債	311,300	383,800	374,800	369,700
特別措置分	64,000	64,000	63,000	61,000
地方公営企業適用債	2,800	8,700	1,900	7,600
年度末残高	6,374,580	6,440,563	6,481,017	6,510,021

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規発行額	460,800	584,400	512,000	588,200	426,100	589,900
建設改良債	400,900	527,400	458,000	537,200	380,100	547,800
特別措置分	59,900	57,000	54,000	51,000	46,000	42,100
地方公営企業適用債	—	—	—	—	—	—
年度末残高	6,535,299	6,679,716	6,741,470	6,872,241	6,844,573	6,984,341

⑤ 受益者負担金

受益者負担金は、前年度の整備面積によって賦課面積に変動があることから、決算額も年度による変動が見られますが、供用開始区域が拡大している状況においては、一定の収入実績があります。

表2-15 受益者負担金の推移

(単位: ha・千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度整備面積	6.6	9.5	12.3	9.4	6.1	13.4	19.0	14.3	25.0	5.7
新規受益地面積	—	—	—	—	5.7	4.9	17.0	9.5	19.2	5.4
受益者負担金	11,969	13,542	16,216	13,635	10,871	10,520	33,264	19,253	27,179	11,571

## (4) 経営比較分析表を活用した業務分析及び経営指標分析

経営比較分析表は、下水道事業における決算値を基に、事業ごとに経営指標（経営の健全性・効率性・老朽化の状況）を算出し、全国の類似団体平均値と比較することで、本町の経営状況や課題を把握するものです。

ここでは、業務分析について①有収率及び不明水率、経営の健全性・効率性に関する経営指標について②収益的収支比率及び経常収支比率、③企業債残高対事業規模比率、④経費回収率及び汚水処理原価、⑤流動比率、⑥水洗化率、老朽化の状況に関する指標について⑦有形固定資産減価償却率、⑧管渠老朽化率を、総務省が公表している経営比較分析表を用いて類似団体平均と比較し分析します。

なお、本町の類似団体区分は「Cb1」に分類されています。「Cb1」は、処理区域内人口が3万人未満、処理区域内人口密度が50～75人/ha、供用開始後年数が30年以上の市町村の類型区分です。

表2-16 類似団体区分一覧表（公共下水道事業）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等			政令市等
10万人以上	100人/ha以上		Aa
	75人/ha以上		Ab
	50人/ha以上	30年以上 30年未満	Ac1 Ac2
	50人/ha未満		Ad
3万人以上	100人/ha以上		Ba
	75人/ha以上	30年以上 30年未満	Bb1 Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1 Bc2
	50人/ha未満	30年未満	Bd1 Bd2
3万人未満	75人/ha以上		Ca
	50人/ha以上	30年以上	<b>Cb1</b>
		15年以上 15年未満	Cb2 Cb3
	25人/ha以上	30年以上 15年以上 15年未満	Cc1 Cc2 Cc3
	25人/ha未満	30年以上 15年以上 15年未満	Cd1 Cd2 Cd3

### ① 有収率及び不明水率

施設の老朽化に伴い、不明水の浸入量が増加し、有収率が低下する可能性があります。本町における有収率は、これまで95%程度で推移してきましたが、近年は想定を上回る集中豪雨等の影響により低下傾向となっており、雨天時浸入水の流入が疑われます。有収率の低下は、汚水処理原価の増大につながるため、清水町下水道事業ストックマネジメント計画に基づく点検・調査及び修繕・改築を進めていくとともに、雨天時浸入水対策に取り組んでいく必要があります。

表2-17 有収率及び不明水率の推移

(単位：千m<sup>3</sup>/年・%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
有収水量	2,084	2,103	2,147	2,183	2,191	2,271	2,302	2,319	2,396	2,420
汚水排水量	2,256	2,241	2,234	2,271	2,303	2,354	2,349	2,416	2,528	2,683
有収率	92.4	93.8	96.1	96.1	95.2	96.5	98.0	96.0	94.8	90.2
不明水率	7.6	6.2	3.9	3.9	4.8	3.5	2.0	4.0	5.2	9.8

※ 有収率はm<sup>3</sup>単位で算出しているため、千m<sup>3</sup>単位で算出した値と完全には一致しない。

### ② 収益的収支比率及び経常収支比率

収益的収支比率は、総費用に地方債償還金を加えた費用を料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益でどの程度賄えているかを表しています。本町の収益的収支比率は約6割程度で推移していました。地方公営企業法の財務規定を適用した令和元年度からは、経営指標が経常収支比率に変わり、経常費用を経常収益でどの程度賄えているかを表しています。本町の経常収支比率は、法適用後、基準値である100.0%を超えており、経営の健全性を維持しています。

表2-18 収益的収支比率及び経常収支比率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収支比率	58.66	56.65	58.59	57.70	—	—	—	—	—	—
経常収支比率	—	—	—	—	100.42	104.45	103.79	102.62	102.35	101.30
類似団体平均	—	—	—	—	101.51	103.78	103.57	102.34	104.17	103.27
全国平均	—	—	—	—	108.07	106.67	107.02	106.11	105.91	105.36

### ③ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、下水道使用料に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す重要な指標です。地方公営企業法の財務規定を適用した令和元年度からは、企業債残高のうち一般会計負担分を控除して算出しているため、企業債残高対事業規模比率が下がっていますが、類似団体平均、全国平均との比較では高水準で推移しており、将来負担が大きくなっています。

表2-19 企業債残高対事業規模比率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
企業債残高対事業規模比率	2,585.96	2,597.63	2,417.39	2,797.89	991.58	906.73	928.61	876.56	869.57	844.97
類似団体平均	681.23	773.95	857.76	978.87	917.44	856.88	799.49	863.92	793.41	693.82
全国平均	763.62	728.30	707.33	682.78	682.51	705.21	669.11	652.82	630.82	602.56

#### ④ 経費回収率及び汚水処理原価

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した指標であり、汚水処理原価に対する使用料単価の割合で算出され、使用料水準等を評価することができます。本町は年々上昇傾向となっており、令和元年度の使用料改定により、類似団体平均と同水準まで改善していますが、全国平均と比較すると低い水準となっています。

なお、汚水処理原価は、有収水量1m<sup>3</sup>当たりの汚水処理費（維持管理費と資本費）です。指標算定上は、資本費から分流式下水道に要する経費を控除することができるため、平成30年度以降は150円/m<sup>3</sup>で算定されています。

表2-20 経費回収率及び汚水処理原価の推移

(単位：円/m<sup>3</sup>・%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
汚水処理原価	230.17	168.78	167.95	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
維持管理費	99.70	106.35	103.43	105.2	101.5	105.2	105.3	105.7	103.1	99.0
資本費(※)	130.47	62.43	64.52	44.8	48.5	44.8	44.7	44.3	46.9	51.0
使用料単価	118.17	117.86	118.88	100.7	121.3	132.2	132.1	132.0	132.0	132.0
経費回収率	51.34	69.83	70.78	67.14	80.84	88.11	88.10	87.97	88.03	88.00
類似団体平均	76.84	72.87	81.26	85.90	85.34	89.01	89.09	87.28	84.86	85.44
全国平均	98.53	100.04	101.26	100.91	100.34	98.96	99.73	97.61	97.81	97.94

※ 汚水処理原価のうち資本費については、分流式下水道に要する経費控除後の数値としている。

#### ⑤ 流動比率

流動比率は、1年以内に現金化できる資産と1年以内に返済する負債の割合であり、短期債務に対する支払能力を示しています。貸借対照表においては、流動負債に対する流動資産の割合で算定され、150%から200%であれば安全とされますが、下水道事業は一般的に率が低くなる傾向があります。本町にあっても、基準値の100%を下回っていますが、年々上昇傾向となっています。

表2-21 流動比率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動比率	—	—	—	—	44.67	55.86	64.61	71.21	85.95	91.42
類似団体平均	—	—	—	—	60.16	54.30	57.92	63.17	69.15	74.84
全国平均	—	—	—	—	69.54	67.52	71.39	73.44	78.43	82.75

※ 平成30年度までは法非適のため計上していない。

#### ⑥ 水洗化率

水洗化率は、主要な財源である下水道使用料に影響を与えるだけでなく、「環境衛生の向上」という下水道事業の目的達成に係る重要な指標となります。本町は、令和元年度までは年々増加傾向となっていました。未普及対策として集中的な整備を開始した令和2年度以降、処理区域内人口の増加数の方が多いため、年々減少傾向となり、類似団体平均を下回る数値を示しています。

表2-22 水洗化率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水洗化率	92.01	92.25	92.42	92.83	93.11	90.98	90.28	89.79	88.72	84.30
類似団体平均	94.80	93.30	91.75	92.45	92.45	92.55	92.44	91.97	91.93	92.33
全国平均	94.73	94.90	95.06	95.20	95.35	95.57	95.72	95.82	95.91	96.00

## ⑦ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、償却対象資産の減価償却の状況を示す指標であり、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合で算出されます。本町は、地方公営企業法の財務規定を適用したのが令和元年度と最近であり、開始時の取得価額と減価償却累計額が開始時簿価で計上されていること、有形固定資産総額の大部分を占めている構築物の法定耐用年数が50年と長期にわたること、未普及解消のための投資を積極的に行っていることなどにより、全体での数値は低くなっており、類似団体平均及び全国平均を大きく下回る数値を示しています。

表2-23 有形固定資産減価償却率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
有形固定資産減価償却率	—	—	—	—	2.86	5.37	7.80	10.07	12.34	14.19
類似団体平均	—	—	—	—	16.37	18.83	23.14	23.95	25.32	25.69
全国平均	—	—	—	—	38.57	36.52	38.17	39.74	41.09	42.20

※ 平成30年度までは法非適のため計上していない。

## ⑧ 管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す指標です。本町は、管渠の法定耐用年数が50年と長期にわたること、未普及解消のための投資を積極的に行っていることで、償却済み資産の取得価額よりも新規整備による取得価額の方が多いため、年々低下傾向で推移していますが、受贈財産である卸団地地区の汚水管路が令和5年度末で償却が終了したため、令和6年度の数値が上昇しており、類似団体平均を上回っています。

表2-24 管渠老朽化率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管渠老朽化率	—	—	—	—	5.02	4.72	4.50	4.26	4.15	5.97
類似団体平均	—	—	—	—	0.98	0.57	0.55	0.78	0.91	2.90
全国平均	—	—	—	—	5.90	5.72	6.54	7.62	8.68	9.46

※ 平成30年度までは法非適のため計上していない。

## 2-3 将来予測

### (1) 行政人口

行政人口の将来予測に当たっては、『第3期清水町人口ビジョン』における人口の将来展望（目標値）と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年4月公表値）に基づく国の推計値を比較しました。近年の実績では、概ね微減の傾向で推移しており、今後、急激に人口が減少していくとは考えにくいことから、第1回見直し後の経営戦略においても、緩やかな減少傾向となっている『人口ビジョン』を引き続き採用します。

表2-25 将来推計人口

（単位：人）

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口ビジョン	31,562	30,933	30,905	30,877	30,849	30,821
国の推計		30,810	30,591	30,372	30,153	29,934

年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
人口ビジョン	30,792	30,758	30,724	30,690	30,656	30,621
国の推計	29,714	29,470	29,225	28,981	28,736	28,491

※ 令和6年度の値は、住民基本台帳の実績値

※ 人口ビジョン及び国の推計における令和7、12、17年度は公表値、その他は公表値の直線補間値

### (2) 処理区域内人口

処理区域内人口の推計に当たっては、過年度の下水道整備実績から、整備延長1m当たりの処理人口増加数に予定整備延長を乗じて算出しています。国が示す汚水処理施設の10年概成後の令和9年度以降も、処理区域内人口は増加する推計としていますが、年間の増加数は大幅に減少する見込みです。

表2-26 処理区域内人口の推計

（単位：人）

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
処理区域内人口	26,868	27,339	27,653	27,730	27,824	27,906

年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
処理区域内人口	27,924	28,002	28,079	28,146	28,263	28,405

※ 令和6年度の値は実績値

### (3) 有収水量

有収水量の推計に当たっては、過年度の実績から、水洗化戸数（接続戸数）1戸当たり、1検針当たりの有収水量に、総検針数を乗じて算出しています。また水洗化戸数については、過年度の実績から、前年度処理区域内戸数の増加数に対する水洗化戸数の増加数の割合を踏まえ、水洗化率の向上に取り組む前提で推計値を設定します。

表 2-27 有収水量の推計

(単位：戸・人・件・m<sup>3</sup>)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
水洗化戸数	9,897	10,178	10,434	10,694	10,776	10,899
水洗化人口	22,651	23,268	23,831	24,400	24,579	24,849
総検針数	58,066	59,500	61,286	62,813	63,294	64,017
有収水量	2,420,272	2,475,841	2,552,992	2,639,309	2,651,817	2,670,780

年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
水洗化戸数	11,011	11,049	11,146	11,248	11,327	11,471
水洗化人口	25,093	25,176	25,389	25,611	25,784	26,100
総検針数	64,675	64,898	65,468	66,067	66,531	67,377
有収水量	2,687,130	2,685,439	2,698,323	2,712,093	2,720,361	2,742,941

(4) 施設・設備

施設及び設備のうち、表 2-28 では、今後の建設改良事業における新規整備分を追加した場合の管路延長及び設備の予定数量を示しています。なお、改築・更新分については含めていないため、管路の償却済延長及び設備の償却済基数・箇所数については、現有資産に係る各年度の償却済件数を示しています。

表 2-28 施設・設備の見込

(単位：km・箇所・基)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
管路延長	118.3	121.7	124.8	125.5	126.4	127.2
うち償却済延長	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)
中継ポンプ場(建屋)	2	2	2	2	2	2
主ポンプ・電気設備	4	4	4	5	5	5
うち償却済基数	2	2	2	2	2	2
マンホールポンプ場	30	30	30	30	30	30
うち償却済箇所数	2	2	3	4	5	5
流量計	3	3	3	3	3	3
うち償却済基数	0	0	0	0	0	0

年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
管路延長	127.5	128.3	129.0	129.6	130.7	132.0
うち償却済延長	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)	7.1(4.7)
中継ポンプ場(建屋)	2	2	2	2	2	2
主ポンプ・電気設備	6	6	6	6	6	6
うち償却済基数	4	4	4	4	4	4
マンホールポンプ場	30	30	30	30	30	30
うち償却済箇所数	5	5	5	7	7	9
流量計	3	3	3	4	4	4
うち償却済基数	0	0	0	0	0	0

※ 償却済管路延長の( )内は、令和6年度末時点における改築済管路延長を内数で表示したもの

## 2-4 計画期間前期の評価と課題の抽出

### (1) 前期の評価

まず、投資状況について、計画期間の前期に当たる令和3年度から令和7年度までは、国が示す汚水処理施設の10年概成に向け、積極的かつ集中的な未普及対策を実施するため、年間で11億円を超える建設改良費を計画値として設定しました。これにより、前期計画では令和7年度末の整備済面積 522.6ha、整備済管路延長 129.2kmを見込むとともに、『清水町汚水処理施設整備構想』（アクションプラン）では、概成となる令和8年度末時点の下水道人口普及率を 89.2%と見込んでいます。

しかしながら、令和4年度以降、国費内示率の低下により、建設改良費は年間6億円後半から8億円後半の実績額となり、計画どおりに整備が進まなかったことから、令和7年度末の整備済面積見込は 477.5ha、整備済管路延長見込は 121.7kmと、前期計画値を大幅に下回る見込みとなっています。その一方で、下水道人口普及率にあっては、令和7年度末時点の実績で 88.4%を見込んでおり、アクションプランにおける令和7年度末の当初計画値 86.5%を達成できる状況です。

また、経営状況については、使用料収入で計画値を上回る実績額を計上しているものの、他会計補助金（一般会計繰入金）や長期前受金戻入で計画値を下回ったことが要因となり、収益全体では計画値から大幅な減額となっています。一方、費用では、減価償却費が計画値を下回っていますが、原油価格や人件費の高騰に伴う物価上昇に加え、政策金利の引き上げによる長期金利の上昇が影響し、経費及び支払利息が計画値を上回る傾向となっています。

このようなことから、経常利益についても、計画値を下回る状況となっています。

なお、前期計画においては、令和6年度に概ね3%程度の使用料改定を行う設定でしたが、実績では、令和7年4月に平均改定率 4.9%の使用料改定を実施しています。

経営戦略の前期計画期間である令和3年度から令和7年度までの計画値、実績値及び比較値について（R7は実績見込値）、進捗管理表を表2-29及び表2-30に示します。

表2-29 清水町下水道事業経営戦略 投資財政計画進捗管理表 (収益の収支)

区 分		年 度		前々年度(R1) ( 決 算 )	前年度(R2) ( 決 算 見 込 ) ( 決 算 )	R3 (推 計) (決 算)	R4 (推 計) (決 算)	R5 (推 計) (決 算)	R6 (推 計) (決 算)	R7 (決算見込)
		算定 区分								
収 入	益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		計 画 269,638	309,377	300,959	304,925	308,892	322,135	326,220
		実 績		269,638	303,851	307,146	308,557	319,193	322,239	346,527
		比 較			△ 5,526	6,187	3,632	10,301	104	20,307
		(1) 料 金 収 入		計 画 265,713	305,692	297,274	301,240	305,207	318,450	322,535
		実 績		265,713	300,155	304,149	306,012	316,376	319,494	343,523
		比 較			△ 5,537	6,875	4,772	11,169	1,044	20,988
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		計 画						
		実 績								
		比 較								
		(3) そ の 他		計 画 3,925	3,685	3,685	3,685	3,685	3,685	3,685
		実 績		3,925	3,696	2,997	2,545	2,817	2,745	3,004
		比 較			11	△ 688	△ 1,140	△ 868	△ 940	△ 681
		2. 営 業 外 収 益		計 画 579,288	594,706	605,115	623,299	628,437	641,732	658,309
		実 績		579,288	594,864	608,681	600,007	608,774	600,670	615,759
		比 較			158	3,566	△ 23,292	△ 19,663	△ 41,062	△ 42,550
(1) 補 助 金		計 画 250,793	236,140	236,140	236,140	236,140	236,140	236,140		
実 績		250,793	236,140	230,610	215,764	226,132	217,352	221,698		
比 較				△ 5,530	△ 20,376	△ 10,008	△ 18,788	△ 14,442		
他 会 計 補 助 金		計 画 250,793	236,140	236,140	236,140	236,140	236,140	236,140		
実 績		250,793	236,140	230,610	215,764	226,132	217,352	221,698		
比 較				△ 5,530	△ 20,376	△ 10,008	△ 18,788	△ 14,442		
そ の 他 補 助 金		計 画								
実 績										
比 較										
(2) 長 期 前 受 金 戻 入		計 画 328,495	358,566	368,975	387,159	392,297	405,592	422,169		
実 績		328,495	358,713	378,022	384,186	382,636	383,301	394,056		
比 較			147	9,047	△ 2,973	△ 9,661	△ 22,291	△ 28,113		
(3) そ の 他		計 画								
実 績			11	49	57	6	17	5		
比 較			11	49	57	6	17	5		
入 計 (C)		計 画 848,926	904,083	906,074	928,224	937,329	963,867	984,529		
実 績		848,926	898,715	915,827	908,564	927,967	922,909	962,286		
比 較			△ 5,368	9,753	△ 19,660	△ 9,362	△ 40,958	△ 22,243		
1. 営 業 費 用		計 画 741,012	784,258	793,897	822,042	833,576	847,504	872,111		
実 績		741,012	764,599	794,350	803,929	828,060	834,444	874,772		
比 較			△ 19,659	453	△ 18,113	△ 5,516	△ 13,060	2,661		
(1) 職 員 給 与 費		計 画 27,270	27,128	27,270	27,270	27,270	27,270	27,270		
実 績		27,270	26,447	18,679	19,723	20,245	21,187	22,228		
比 較			△ 681	△ 8,591	△ 7,547	△ 7,025	△ 6,083	△ 5,042		
基 本 給		計 画 14,463	14,660	14,463	14,463	14,463	14,463	14,463		
実 績		14,463	14,814	9,809	11,015	11,293	11,928	12,131		
比 較			154	△ 4,654	△ 3,448	△ 3,170	△ 2,535	△ 2,332		
退 職 給 付 費		計 画								
実 績										
比 較										
そ の 他		計 画 12,807	12,468	12,807	12,807	12,807	12,807	12,807		
実 績		12,807	11,633	8,870	8,708	8,952	9,259	10,097		
比 較			△ 835	△ 3,937	△ 4,099	△ 3,855	△ 3,548	△ 2,710		
(2) 経 費		計 画 253,303	285,986	280,096	286,414	293,789	292,917	299,144		
実 績		253,303	269,983	290,506	281,639	304,786	302,590	324,239		
比 較			△ 16,003	10,410	△ 4,775	10,997	9,673	25,095		
動 力 費		計 画 4,560	4,672	4,678	4,737	4,796	4,855	4,914		
実 績		4,560	4,139	4,379	6,204	6,382	7,791	7,175		
比 較			△ 533	△ 299	1,467	1,586	2,936	2,261		
修 繕 費		計 画 4,125	3,727	4,125	4,125	4,125	4,125	4,125		
実 績		4,125	3,261	1,961	3,012	3,853	4,291	1,947		
比 較			△ 466	△ 2,164	△ 1,113	△ 272	166	△ 2,178		
材 料 費		計 画								
実 績										
比 較										
そ の 他		計 画 244,618	277,587	271,293	277,552	284,868	283,937	290,105		
実 績		244,618	262,583	284,166	272,423	294,551	290,508	315,117		
比 較			△ 15,004	12,873	△ 5,129	9,683	6,571	25,012		
(3) 減 価 償 却 費		計 画 460,439	471,144	486,531	508,358	512,517	527,317	545,697		
実 績		460,439	468,169	485,165	502,567	503,029	510,667	528,305		
比 較			△ 2,975	△ 1,366	△ 5,791	△ 9,488	△ 16,650	△ 17,392		
2. 営 業 外 費 用		計 画 104,400	100,440	88,172	81,602	75,552	70,368	65,916		
実 績		104,400	95,791	88,037	81,467	78,574	76,595	80,694		
比 較			△ 4,649	△ 135	△ 135	3,022	6,227	14,778		
(1) 支 払 利 息		計 画 104,303	100,439	88,172	81,602	75,552	70,368	65,916		
実 績		104,303	95,620	88,037	81,467	78,574	76,085	80,694		
比 較			△ 4,819	△ 135	△ 135	3,022	5,717	14,778		
(2) そ の 他		計 画 97	1							
実 績		97	171				510			
比 較			170				510			
支 出 計 (D)		計 画 845,412	884,698	882,069	903,644	909,128	917,872	938,027		
実 績		845,412	860,390	882,387	885,396	906,634	911,039	955,466		
比 較			△ 24,308	318	△ 18,248	△ 2,494	△ 6,833	17,439		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		計 画 3,514	19,385	24,005	24,580	28,201	45,995	46,502		
実 績		3,514	38,325	33,440	23,168	21,333	11,870	6,820		
比 較			18,940	9,435	△ 1,412	△ 6,868	△ 34,125	△ 39,682		
特 別 利 益 (F)		計 画 2,205	2	2	2	2	2	2		
実 績		2,205								
比 較			△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2		
特 別 損 失 (G)		計 画 4,392	2	2	2	2	2	2		
実 績		4,392								
比 較			△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		計 画 △ 2,187								
実 績		△ 2,187								
比 較										
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		計 画 1,327	19,385	24,005	24,580	28,201	45,995	46,502		
実 績		1,327	38,325	33,440	23,168	21,333	11,870	6,820		
比 較			18,940	9,435	△ 1,412	△ 6,868	△ 34,125	△ 39,682		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		計 画 1,327	20,712	44,717	69,297	97,498	143,493	189,995		
実 績		1,327	39,652	73,092	96,260	117,593	129,463	136,283		
比 較			18,940	28,375	26,963	20,095	△ 14,030	△ 53,712		

区 分	年 度	算定 区分	前々年度(R1)	前年度(R2)	R3	R4	R5	R6	R7	
			( 決 算 )	( 決 算 見 込 ) ( 決 算 )	( 推 計 ) ( 決 算 )	( 推 計 ) ( 決 算 )	( 推 計 ) ( 決 算 )	( 推 計 ) ( 決 算 )	( 決 算 見 込 )	
流 動 資 産 (J)		計 画	210,825	242,545	235,865	239,013	242,159	252,669	255,909	
		実 績	210,825	276,418	306,830	338,633	494,519	437,334	411,946	
		比 較		33,873	70,965	99,620	252,360	184,665	156,037	
		計 画	74,321	85,503	83,148	84,258	85,367	89,072	90,214	
うち未収金		実 績	74,321	84,091	79,063	89,540	94,921	93,173	95,518	
		比 較		△ 1,412	△ 4,085	5,282	9,554	4,101	5,304	
		計 画	472,008	485,336	493,077	489,131	485,356	479,558	499,345	
		実 績	472,008	494,835	474,930	475,574	575,351	478,397	486,884	
流 動 負 債 (K)		比 較		9,499	△ 18,147	△ 13,557	89,995	△ 1,161	△ 12,461	
		計 画	437,883	450,247	457,429	453,768	450,266	444,887	463,244	
		実 績	437,883	448,147	455,329	451,668	448,033	448,561	455,470	
		比 較		△ 2,100	△ 2,100	△ 2,100	△ 2,233	3,674	△ 7,774	
		計 画								
		実 績								
		比 較								
		計 画	30,135	30,986	31,480	31,228	30,987	30,617	31,880	
		実 績	30,135	43,620	16,110	20,503	123,737	28,250	27,894	
		比 較		12,634	△ 15,370	△ 10,725	92,750	△ 2,367	△ 3,986	
		累 積 欠 損 金 比 率 ( (I) / (A)-(B) × 100 )	計 画							
		地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足額 (L)	実 績							
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	計 画	269,638	309,377	300,959	304,925	308,892	322,135	326,220		
	実 績	269,638	303,851	307,146	308,557	319,193	322,239	346,527		
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)	比 較		△ 5,526	6,187	3,632	10,301	104	20,307		
	計 画									
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (N)	実 績									
	比 較									
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)	計 画									
	実 績									
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)	比 較									
	計 画	269,638	309,377	309,377	309,377	309,377	309,377	309,377		
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	実 績	269,638	303,851	307,146	308,557	319,193	322,239	346,527		
	比 較		△ 5,526	△ 2,231	△ 820	9,816	12,862	37,150		
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	計 画									
	実 績									
	比 較									
	計 画									
	実 績									
	比 較									

表2-30 清水町下水道事業経営戦略 投資財政計画進捗管理表（資本的収支）

年度		算定区分	前々年度(R1) (決算)	前々年度(R2) (決算見込) (決算)	R3 (推計) (決算)	R4 (推計) (決算)	R5 (推計) (決算)	R6 (推計) (決算)	R7 (推計)	
資本的収入	1. 企業債	計画	460,800	584,600	608,081	593,192	585,697	581,805	581,512	
		実績	460,800	584,400	512,000	588,200	426,100	589,900	637,000	
		比較		△ 200	△ 96,081	△ 4,992	△ 159,597	8,095	55,488	
		うち資本費平準化債	計画							
		実績								
		比較								
	2. 他会計出資金	計画								
		実績								
	3. 他会計補助金	計画								
		実績								
	4. 他会計負担金	計画	259,800	260,510	260,510	260,510	260,510	260,510	260,510	260,510
		実績	259,800	260,510	261,530	278,814	271,260	276,060	215,625	
		比較			1,020	18,304	10,750	15,550	△ 44,885	
	5. 他会計借入金	計画								
		実績								
	6. 国(都道府県)補助金	計画	225,700	235,000	597,971	586,082	581,376	580,695	583,402	
		実績	225,700	284,800	245,000	296,660	226,815	296,785	267,914	
		比較		49,800	△ 352,971	△ 289,422	△ 354,561	△ 283,910	△ 315,488	
	7. 固定資産売却代金	計画								
実績										
8. 受益者負担金等	計画	10,871	22,998	43,890	43,890	43,680	43,890	43,890		
	実績	10,871	23,551	33,264	22,737	78,581	37,246	15,214		
	比較		553	△ 10,626	△ 21,153	34,901	△ 6,644	△ 28,676		
9. その他	計画									
	実績									
計 (A)	計画	957,171	1,103,108	1,510,452	1,483,674	1,471,263	1,466,900	1,469,314		
	実績	957,171	1,153,261	1,051,794	1,186,411	1,002,756	1,199,991	1,135,753		
	比較		50,153	△ 458,658	△ 297,263	△ 468,507	△ 266,909	△ 333,561		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	計画									
	実績									
純計 (A)-(B) (C)	計画	957,171	1,103,108	1,510,452	1,483,674	1,471,263	1,466,900	1,469,314		
	実績	957,171	1,153,261	1,051,794	1,186,411	1,002,756	1,199,991	1,135,753		
	比較		50,153	△ 458,658	△ 297,263	△ 468,507	△ 266,909	△ 333,561		
資本的支出	1. 建設改良費	計画	634,250	777,998	1,195,942	1,172,164	1,162,753	1,161,390	1,166,804	
		実績	634,250	841,935	726,577	879,547	664,207	887,545	883,325	
		比較		63,937	△ 469,365	△ 292,617	△ 498,546	△ 273,845	△ 283,479	
	うち職員給与費	計画	27,955	28,180	27,955	27,955	27,955	27,955	27,955	
		実績	27,955	28,438	30,747	30,917	22,634	22,088	23,228	
		比較		258	2,792	2,962	△ 5,321	△ 5,867	△ 4,727	
	2. 企業債償還金	計画	435,521	439,984	450,247	457,429	453,768	450,266	444,887	
		実績	435,521	439,983	450,246	457,429	453,768	450,132	448,561	
		比較		△ 1	△ 1			△ 134	3,674	
	3. 他会計長期借入返還金	計画								
		実績								
	4. 他会計への支出金	計画								
		実績								
	5. その他	計画							935	
		実績							935	
	計 (D)	計画	1,069,771	1,217,982	1,646,189	1,629,593	1,616,521	1,611,656	1,611,691	
		実績	1,069,771	1,281,918	1,176,823	1,336,976	1,117,975	1,337,677	1,332,821	
		比較		63,936	△ 469,366	△ 292,617	△ 498,546	△ 273,979	△ 278,870	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	計画	112,600	114,874	135,737	145,919	145,258	144,756	142,377	
実績		112,600	128,657	125,029	150,565	115,219	137,686	197,068		
	比較		13,783	△ 10,708	4,646	△ 30,039	△ 7,070	54,691		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	計画	21,257	91,743	109,175	120,546	120,335	119,922	117,272	
		実績		49,222	98,091	115,592	96,549	103,211	156,967	
		比較	△ 21,257	△ 42,521	△ 11,084	△ 4,954	△ 23,786	△ 16,711	39,695	
	2. 利益剰余金処分量	計画								
		実績								
3. 繰越工事資金	計画									
	実績									
4. その他	計画	91,343	23,131	26,562	25,373	24,923	24,834	25,105		
	実績	112,600	79,435	26,938	34,973	18,670	34,475	40,101		
	比較	21,257	56,304	376	9,600	△ 6,253	9,641	14,996		
計 (F)	計画	112,600	114,874	135,737	145,919	145,258	144,756	142,377		
	実績	112,600	128,657	125,029	150,565	115,219	137,686	197,068		
	比較		13,783	△ 10,708	4,646	△ 30,039	△ 7,070	54,691		
補填財源不足額 (E)-(F)		計画								
	実績									
他会計借入金残高 (G)		計画								
	実績									
企業債残高 (H)	計画	6,535,299	6,679,915	6,837,749	6,973,512	7,105,441	7,236,980	7,373,605		
	実績	6,535,299	6,679,716	6,741,470	6,872,241	6,844,573	6,984,341	7,172,780		
	比較		△ 199	△ 96,279	△ 101,271	△ 260,868	△ 252,639	△ 200,825		

○他会計繰入金

区 分	年 度	算定 区分	前々年度(R1)	前々年度(R2)	R3	R4	R5	R6	R7
			( 決 算 )	( 決 算 見 込 ) ( 決 算 )	(推 計) (決 算)	(推 計) (決 算)	(推 計) (決 算)	(推 計) (決 算)	(推 計)
収益的収支分		計 画	254,513	239,490	239,490	239,490	239,490	239,490	239,490
		実 績	254,513	239,490	233,470	218,186	228,740	219,940	224,375
		比 較			△ 6,020	△ 21,304	△ 10,750	△ 19,550	△ 15,115
	うち基準内繰入金	計 画	230,162	239,490	239,490	239,490	239,490	239,490	239,490
		実 績	230,162	225,357	212,409	212,432	208,360	219,545	224,375
		比 較		△ 14,133	△ 27,081	△ 27,058	△ 31,130	△ 19,945	△ 15,115
	うち基準外繰入金	計 画	24,351						
		実 績	24,351	14,133	21,061	5,754	20,380	395	
		比 較		14,133	21,061	5,754	20,380	395	
資本的収支分		計 画	259,800	260,510	260,510	260,510	260,510	260,510	260,510
		実 績	259,800	260,510	261,530	278,814	271,260	276,060	215,625
		比 較			1,020	18,304	10,750	15,550	△ 44,885
	うち基準内繰入金	計 画	149,692	148,250	148,250	148,250	148,250	148,250	148,250
		実 績	149,692	154,171	157,159	161,908	158,756	159,694	155,892
		比 較		5,921	8,909	13,658	10,506	11,444	7,642
	うち基準外繰入金	計 画	110,108	112,260	112,260	112,260	112,260	112,260	112,260
		実 績	110,108	106,339	104,371	116,906	112,504	116,366	59,733
		比 較		△ 5,921	△ 7,889	4,646	244	4,106	△ 52,527
合 計	計 画	514,313	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	実 績	514,313	500,000	495,000	497,000	500,000	496,000	440,000	
	比 較			△ 5,000	△ 3,000		△ 4,000	△ 60,000	

## (2) 課題の抽出

### ① 人口減少の進行

全国的に人口減少が進む中、本町においても同様に、人口減少に転じると予測されています(表2-25参照)。人口減少に伴い、下水道事業の主な収入である下水道使用料の収入は従来のような増加は見込めず、下水道事業の経営に影響を及ぼすこととなります。

現状では、人口の減少率が緩やかなこと、供用区域が拡大していることから、直ちに下水道事業の経営に影響を及ぼすことは想定していませんが、状況を見極めつつ、早い段階から下水道使用料の見直しを検討し、適時適切な料金を設定することが必要となります。

### ② 施設の老朽化

今後は、耐用年数を経過し老朽化した施設の増加が見込まれます(表2-28参照)。本町では、下水道ストックマネジメント計画を策定していることから、下水道施設の状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理し、予防保全に努めていく必要があります。

### ③ 災害等への対策

近年は、想定を大幅に上回る集中豪雨等により、内水浸水被害が頻発しております。また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、汚水管渠やマンホールの浮上など、下水道施設が機能停止に陥り、現在も復旧作業が続いています。さらに、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故は、下水道管路の腐食が原因であり、こちらも復旧作業が続いています。

このようなことから、本町においても、耐水化、耐震化に加え、被害を最小限に食い止めるためのリダンダンシーに関する取組を調査・検討していく必要があります。

### ④ 不明水対策

本町の有収率は、近隣自治体と比較して高い水準にありますが、年々低下傾向にあります。これは、近年多発する集中豪雨等による大量の雨天時浸入水の流入が原因であると考えられます。不明水の浸入は、維持管理負担金が増加するだけでなく、終末処理場における設備の稼働に大きな負担がかかるため、不明水調査により、浸入箇所、浸入原因の把握に努め、早期に対策を講じる必要があります。

### ⑤ 事業経営

#### ア 経常収支比率

経常収支比率は、基準値である100%を満たしており、使用料改定後の直近では高くなるものの、その後は低下していく傾向にあります。このようなことから、下水道使用料の改定や営業外収益の確保による収入増、経営改革による支出抑制の検討を行い、改善を図る必要があります。

#### イ 企業債残高対事業規模比率

概成に伴い、下水道施設の新規整備費用は抑制していくものの、施設の老朽化に伴い、修繕・改築費用が増加していくことが考えられます。また、概成による国費の削減等により、財源確保対策として企業債の新規発行に依存しなければならなくなる可能性があります。

今後は、収支のバランスを見ながら、建設改良事業に係る新たな起債により企業債残高対事業規模比率が大幅に増加しないよう留意していく必要があります。

#### ウ 経費回収率及び汚水処理原価

経費回収率は、概ね 88%程度で推移しています。令和7年度決算見込でも 92%台を見込んでおり、基準値である100%を満たしていないことから、汚水処理費用（維持管理費及び資本費）を使用料収入で賄えていない状況にあります。

このようなことから、経費削減や水洗化人口の増加により汚水処理原価の抑制に努めるほか、国が定める適正な使用料水準（有収水量 1 m<sup>3</sup>当たり150円）となるよう、使用料改定を行っていく必要があります。

#### エ 水洗化率

積極的かつ集中的な下水道整備により、処理区域内人口が大幅に増えた結果、下水道への接続が追いついておらず、水洗化率は年々低下しています。下水道事業の経営の重要な基幹収入である下水道使用料の確保のため、今後も水洗化率の向上対策に努めていく必要があります。

## 第3章 経営の基本方針

### 3-1 基本方針

『第5次清水町総合計画』では、基本目標の一つである「持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ」を実現するための施策として、「快適な暮らしを創造する下水対策の推進」を掲げています。計画期間を令和12年度までの5年間とする「後期基本計画」でも、施設の老朽化に伴う維持管理・更新コストの上昇や、近年、全国各地で頻発している豪雨災害や地震などによる下水道施設への影響等を課題に挙げており、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このようなことから、下水道の普及により町民の快適性を高め、「くらしやすさ」の基盤を強化するため、将来にわたって持続可能な経営の推進を図るとともに、経営基盤の健全性を高めていきます。

#### (1) 下水道の整備・普及

平成29年度に策定した『清水町污水处理施設整備構想』（アクションプラン）では、令和8年度末における污水处理人口普及率 91.3%、下水道人口普及率 89.2%を目標に掲げ、これまで計画的かつ積極的に整備を進めてきました。令和4年度末にアクションプランの見直しを行い、令和8年度末における污水处理人口普及率 90.3%、下水道人口普及率 88.0%と目標値を下方修正しましたが、令和6年度末の下水道人口普及率は 85.3%となっており、計画期間満了となる最後の2か年は、目標の達成に向けて集中的な整備を進めています。

10年概成後となる令和9年度以降は、下水道未普及対策に係る国の支援が不透明な中、財源の確保が困難となりますが、事業計画に基づき、従来よりも事業量を縮小しながら、引き続き計画的かつ効率的に下水道整備を進めます。

災害対策については、南海トラフ地震や近年頻発する集中豪雨等による内水浸水被害など、懸念される被害が想定されることから、管路の浮上防止等の地震対策、重要施設における耐水化等の対策を、可能な限り早期に実施します。また、緊急時における下水道システムの機能停止への対策として、管路の二条化等、リダンダンシーの確保に向けた検討に着手します。

#### (2) 下水道施設の維持管理及び改築・更新

本町が所有する下水道施設のうち、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場については、従来から、緊急対応業務を合わせた包括的民間委託方式（レベル1）により、維持管理を実施しています。また、汚水管路について、当面は直営方式により維持管理を実施しています。

今後は、包括的民間委託方式の内容を精査し、レベルを引き上げていくなど、業務コストの削減効果得られる方式を検討します。また、令和5年6月2日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長、下水道事業課長連名通知「ウォーターPPPの推進について」に基づき、狩野川流域下水道の構成市町と連携しながら、ウォーターPPPの導入について検討します。

下水道施設の改築・更新については、管路施設の多くが平成6年度以降の供用開始路線であることから、改築・更新のピークは令和20年度以降になると見込んでいます。それまでの間は、ストックマネジメント計画に基づき、これまでと同様、テレビカメラによる管口調査を継続的に実施します。また、法定耐用年数を経過した卸団地地区の管路の改築を引き続き実施します。

なお、管路施設と比較して耐用年数の短い中継ポンプ場やマンホールポンプ場の機械設備及び電気設備についても、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を実施します。

### (3) 水洗化の促進

令和8年度末の概成に向けた積極的かつ集中的な下水道の整備により、供用区域の拡大と処理区域内人口の増加に、接続人口の増加が追いついていないため、近年は水洗化率が減少傾向となっていますが、接続戸数及び接続人口は着実に増加しています。

今後も、下水道への接続を促進し、水洗化率の向上に取り組めます。

### (4) 持続可能な事業経営に向けた経営健全化の推進と下水道使用料の改定

令和8年度から開始となる本町の次期人口ビジョンでは、2070年に向かって行政人口が緩やかに減少していき、暫くの間は概ね30,000人を維持していく目標を掲げています。また、今後も下水道の整備・普及を促進していくため、供用区域の拡大による処理区域内人口の増加や接続人口の増加が見込まれます。

このようなことから、使用料収入の減少は見込んでいませんが、現行の使用料単価は、国が示す適正な基準である1㎡当たり150円を満たしていないため、経営の見直しに係る検討を定期的実施し、1㎡当たり150円の使用料単価を早期に達成できるよう、下水道使用料の改定を適時適切に実施します。

また、本町は単独の終末処理場を有しておらず、莫大な施設の維持管理コストがかからない反面、静岡県や沼津市への多額の維持管理負担金がコストとして計上されるため、汚水維持管理費の約7割が負担金という支出構造になっています。

このようなことから、本町下水道施設の維持管理費や事業経営上の経常コストの削減努力にも限界があるため、今後は投資コストの縮減にも努めるとともに、静岡県や沼津市が運営する終末処理場の経営にも積極的かつ継続的に関わり、維持管理負担金の縮減に努めていきます。

### (5) 下水道事業の普及啓発・広報活動の推進

下水道は、当初、雨水及び汚水を排除することを目的として事業が開始されました。その後、昭和45年の下水道法改正において、公共用水域の水質保全が目的に追加され、「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」という重要な役割を担っています。

そのような、私たちの快適な生活を支えている重要な公共インフラでありながら、地下に存在し、普段は目にすることがないため、その実態はあまり知られていません。また、地方公営企業法に基づき、独立採算の原則で企業会計方式による事業経営が行われていることも広く知られていないのが現状です。

しかしながら、下水道未普及地区の整備や水洗化の促進、事業の持続的運営には、下水道の役割と仕組み、経営状況、その重要性などを多くの住民に理解してもらう必要があります。そのようなことから、広報活動を通じて、下水道事業の必要性を広く伝え、理解を深める取組を推進していきます。

### 3-2 基本方針に係る今後の取組

基本方針に係る今後の取組については、本町の下水道事業が、将来にわたって持続可能な事業運営を継続していくことで、「快適な暮らしを創造する下水道対策の推進」を図り、町民の「くらしやすさ」を強化していくことを目標として、以下のとおり具体的な取組を実施していきます。

#### (1) 下水道の整備・普及

##### ① 費用対効果を優先した整備計画の作成

資材価格や労務単価の高騰により、工事価格が増加傾向で推移する中、令和9年度以降、未普及対策に係る国の支援が不透明なことから、今後は従来のような事業量で投資を行うことが困難な状況です。しかしながら、山林や河川を除く町域全体が下水道計画区域となっている本町にあっては、町民の公平性を確保する観点から、今後も引き続き、下水道の未普及対策を実施していく必要があります。

このようなことから、可能な限り投資コストを回収すべく、費用対効果の高い人口密集地区を優先した整備計画を作成し、少額の投資で最大の効果が得られるような下水道の整備・普及を進めてまいります。

##### ② 災害に強い下水道の整備

###### ア 地震対策の推進

本町の下水道管路のうち、地震動レベル2に対して対策の必要な、いわゆる「重要な幹線等」に位置付けられる耐震化対象管路は 15.8kmであり、そのうち 14.1kmの耐震化が完了しています。また、上下水道耐震化計画に基づく対象管路約14kmのうち、耐震性能確保済管路は約13kmとなっています。今後、対策の済んでいない管渠の耐震化を進めるとともに、未普及対策により新たに整備する重要な幹線等に位置付けられる耐震化対象管路については、適切に対策を講じていきます。

###### イ 耐水化の推進

本町の下水道施設のうち、的場中継ポンプ場は、内水浸水想定区域内に位置していることから、耐水化計画の見直しを実施するとともに、止水ゲートや止水扉の設置等、施設の耐水化対策を早期に実施します。

###### ウ 二条化の推進

流域関連公共下水道西部処理区のうち、第2処理分区については、的場中継ポンプ場から清水町玉川地先の国道1号に埋設されている狩野川流域下水道西部幹線に合流するまで、約2.8kmの圧送管により汚水を排出しています。今後、地震等により機能停止に陥った場合、汚水の排出が困難となり、住民生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

このようなことから、当該幹線管渠の点検の充実を図るとともに、現有の幹線管渠が機能停止になった場合を想定し、代替の幹線管渠及び排出先の検討を進め、二条化を推進していきます。

###### エ 業務継続計画（BCP）の充実

本町の下水道事業は、被災時における業務の継続と下水道機能の早期回復を目的とする「業務継続計画（BCP）」を平成27年3月に策定し、翌年から運用を開始するとともに、毎年時点修正を行っています。しかしながら、単独の終末処理場を有していない本町にあっては、終末処理場が機能停止に陥った場合や、終末処理場までの幹線管渠に重大な欠陥が生じた場合など、本町の下水道施設が問題なく稼働していたとしても、事実上、機能停止と同様の状

況となった場合の計画が盛り込まれていません。このようなことから、今後、現行計画の不完全な部分について検討を行い、計画の充実を図ります。

## (2) 下水道施設の維持管理及び改築・更新

下水道施設の維持管理については、現在、中継ポンプ場やマンホールポンプ場等で実施している包括的民間委託による日常の運転管理、点検等の効果により、機能停止に陥るような設備の故障は発生しておりません。引き続き、専門的な知識と資格を有する民間事業者と連携し、施設・設備の予防保全に努めてまいります。

下水道施設の改築・更新については、ストックマネジメント計画に基づき、これまでと同様、テレビカメラによる管口調査を継続的に実施するとともに、卸団地地区の管路の改築(布設替え)を引き続き実施します。

また、的場中継ポンプ場の各種設備が既に法定耐用年数を経過しているほか、徳倉中継ポンプ場についても、令和12年度には供用開始から20年が経過することから、ストックマネジメント計画に基づき、長寿命化や改築等の対策を実施していきます。さらに、マンホールポンプ場の機械設備及び電気設備についても、順次、法定耐用年数を経過していくことから、ストックマネジメント計画に位置付けた上で、計画的に改築・更新を実施していきます。

## (3) 水洗化の促進

水洗化の促進については、供用開始当時から継続している水洗便所改造工事費補助金等の助成制度を引き続き実施していくとともに、早期接続を促進するための通知による接続勧奨や広報活動の充実に取り組んでいきます。

## (4) 持続可能な事業経営に向けた経営健全化の推進と下水道使用料の改定

### ① 財源確保の取組

#### ア 下水道使用料

下水道使用料の試算は、接続戸数と有収水量の実績を基に将来予測を行っています。本町における現行の使用料単価は、国が示す適正な基準である1 m<sup>3</sup>当たり150円を満たしていないため、少なくとも5年に1度の頻度で経営の見直しに係る検討を実施し、1 m<sup>3</sup>当たり150円の使用料単価を早期に達成できるよう、下水道使用料の改定を適時適切に実施します。

具体的に、見直し前の投資・財政計画では、少なくとも3%程度の増額改定を令和12年度に実施する計画となっていました。原油価格や人件費の高騰による物価上昇のほか、長期金利の上昇など、急激なコストの増加に対応していくためには、大幅な増額改定が必要です。

また、令和7年4月の使用料改定時における清水町下水道使用料等審議会答申では、改定予定時期の3年程度前から、経営の見直しに係る検討を開始するよう付帯意見として記載されたことから、直近では令和9年度に審議会委員を委嘱し検討を始めるとともに、経営状況に応じて改定予定時期を前倒しすることで平均改定率を抑制するなど、使用者の負担に配慮しながら持続可能な事業経営に努めます。

#### イ 一般会計繰入金(他会計負担金)

繰入金については、総務省から毎年通知される「地方公営企業繰入金について」に規定されている繰入基準に基づき、従来と同様、基準額を適正に算定した上で繰入れを行い、財政基盤の強化を図ります。特に、減価償却費や企業債利息の増加により汚水資本費が増加傾向となることから、「分流式下水道に要する経費」を的確に算定していくことが重要です。

また、基準外繰入れについては、決算において繰出基準を超えるもの、当初から財源補填として繰り入れているものの2種類に区分されますが、地方公営企業の経営は独立採算が原則であるため、財政部局と調整を図りながら、財源補填として繰り入れている基準外の削減に努めていきます。

## ウ 企業債

本町の下水道事業会計における企業債残高は、令和6年度決算で69億8,400万円余となっており、債務償還可能年数は、財務省が定める審査基準の30年を大きく上回る47.8年となっています。企業債残高対事業規模比率についても、令和6年度決算で844.97%と、類似団体平均値693.82%、全国平均値602.56%を大きく上回っており、将来負担が大きくなっています。しかしながら、概成後の令和9年度以降は、未普及対策に係る国の支援が不透明な中で、国庫補助金の財源確保が困難となることが予想されるため、代替財源として企業債に頼らざるを得ない状況です。

このような状況を踏まえると、事業量を大幅に抑制することで投資規模を縮小し、企業債の新規発行額を抑制していくことが必要ですが、一方で、企業債の活用は、世代間公平性を確保する観点から重要な財源であることから、安易に一般会計からの繰入れに依存しないよう、建設改良費の財源として企業債を有効に活用していきます。

## エ 国庫補助金

現在、社会資本整備総合交付金を未普及対策に係る重点計画事業に、防災・安全交付金を改築・更新に係る長寿命化事業に充当しています。

社会資本整備総合交付金については、概成後の令和9年度以降の交付が見込めない状況であることから、新たな制度の創設や現行制度下での活用など、可能な限り国庫財源の確保に努めてまいります。

また、防災・安全交付金についても、污水管渠の改築・更新に係るものについては、ウォーターPPPの導入が決定済であることが交付要件化されており、令和9年度以降、ウォーターPPPの導入決定を行わない限り、国費財源の確保が見込めない状況です。しかしながら、マンホールポンプ場や中継ポンプ場の電気・機械設備等については交付要件化されていないことから、当該設備の改築・更新に係る国庫補助金については積極的に活用していきます。

現在、防災・安全交付金の確保に向け、静岡県が運営する狩野川流域下水道の枠組みとして、ウォーターPPPの導入検討を進めていますので、構成市町の動向も踏まえながら、導入の可否について判断していきます。

## オ 受益者負担金

受益者負担金の試算は、過年度の整備面積に対する受益者負担金の賦課対象面積の比率を、今後の整備計画に基づく整備予定面積に乘じ、その面積に受益者負担金単価である210円/m<sup>2</sup>を乘じて算出しています。

概成後の令和9年度以降は、未普及対策に係る国の支援が不透明なことから、従来のような事業量で投資を行うことが困難な状況であるため、可能な限り投資コストを回収すべく、費用対効果の高い人口密集地区を優先した整備計画を作成し、少額の投資で最大の効果が得られるような下水道の整備・普及を進めていくこととしています。このようなことから、受益者負担金の賦課額としては、これまでと比較して低水準で推移するものと見込んでおり、引き続き、適正な賦課徴収に努めてまいります。

## ② 支出削減の取組

### ア 各種財務書類と経営指標を活用したコスト分析及びコスト削減策の検討

本町の下水道事業については、地方公営企業会計を導入していることから、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書等の財務書類や、決算数値から算出される各種経営指標を有効に活用し、経年比較や類似団体比較、近隣市町公営企業との比較等を通してコスト分析を行い、コスト削減策の検討に取り組んでまいります。

### イ 不明水対策の実施

本町の有収率は、近年頻発するゲリラ豪雨等による雨水の浸入も相俟って、年々低下傾向となっています。とりわけ、西部処理区が供用開始した平成6年度以前に整備された町北部地域や柿田・長沢地区等の第3処理分区においては、著しい不明水の浸入が報告されています。現在、静岡県では、流域下水道西部処理区に係る雨天時浸入水対策計画の策定に向けた不明水調査を実施していますので、本調査の結果を踏まえ、対策に着手する予定です。

不明水の浸入は、処理水量の増加により維持管理負担金が増加するだけでなく、中継ポンプ場やマンホールポンプ場の機械設備、終末処理場の各種設備に過大な負担をかけることとなり、老朽化の進行に大きな影響を与えることとなるため、処理コスト、投資コストの両面から、対策を実施していくことが必要と考えます。

### ウ 公債管理による公債費の抑制及び企業債残高の縮減対策

企業債については、事業量を大幅に抑制することで投資規模を縮小し、新規発行額を抑制していくこととしていますが、近年、貸付利率が急激に上昇していること、公的資金への配分が抑制されていることなど、設備投資に対する資金の確保が今後の経営面からも困難な状況となっています。このようなことから、一時的に元金償還金は増加するものの、償還期間や据置期間の短縮による公債費の抑制と企業債残高の縮減を図り、適正な公債管理による将来負担の低減に努めます。

### エ 資金管理の徹底

各年度のキャッシュ・フロー計算書にもその特徴が表れているとおり、事業活動で収益をあげつつ、企業債により資金調達しながら積極的に投資活動を行っている本町の下水道事業では、工事代金に係る前払金や、工事完了に伴う精算金の支払いなど、一度に多額の支払が生じることがあります。また、終末処理場を運営する静岡県や沼津市に対しても、一度に多額の維持管理負担金を支払わなければならないため、日々の資金管理が大変重要となります。

今後も安定した経営を行うため、これまでと同様、資金収支に不足が生じないよう、徹底した資金管理をリアルタイムで実施し、資金計画を随時更新していくことで、適切な資金調達に努めます。

### オ 包括的民間委託方式の充実

本町では、平成27年度から、中継ポンプ場・マンホールポンプ場の施設維持管理及び緊急対応業務を、長期継続契約による3年間の包括的民間委託方式により実施しており、現在は第4期として業務執行しています。包括的民間委託方式の導入後は、個別発注による維持管理を行っていた平成26年度以前と比較して大幅なコストの削減と職員の負担軽減の効果がありました。

今後は、薬品費や光熱水費等のユーティリティ費や、小規模修繕等を業務内容に盛り込むことで、包括レベルを「レベル1」から「レベル2」に引き上げるなど、さらなるコスト削減と負担軽減を図るための検討を進めてまいります。また、本町にとって効果的なウォーターPPPの導入に向けて、現在、静岡県と狩野川流域下水道構成市町で進めている検討業務に参画し、スケールメリットによるコスト削減策を模索してまいります。

## カ 広域化・共同化の充実

本町は、単独の終末処理場を有しておらず、静岡県と近隣市町が運営する終末処理場で汚水処理を行っております。具体的には、狩野川以北の西部処理区を、静岡県が運営する狩野川流域下水道として、狩野川以南の左岸処理区を、沼津市が運営する狩野川左岸処理区広域公共下水道として、また境川以東の飛び地となっている三島処理区を、三島市が運営する広域公共下水道三島処理区として下水道事業を行っており、既に広域化しているため、今後もこれを継続して実施していきます。

また、今後の広域化・共同化の取組については、静岡県が策定した『生活排水処理広域化・共同化計画』に基づき、人材育成の共同化を目的とした県や他市町主催の研修への参加や、実現可能な共同化事業の推進に、積極的に参画していきます。

## キ 適正な組織体制、人員配置及び人材育成

現在、下水道工務系の職員として資本勘定支弁職員が3人、下水道業務系の職員として損益勘定支弁職員が3人の計6人で下水道事業を運営しています。また、管理職については一般会計所属の兼務職員が3人となっており、企業管理者は置いていません。

損益勘定支弁職員については、令和元年度の法適化前後に4人を配置し、体制整備を図ってきましたが、事業運営が軌道に乗り始めた令和3年度以降、業務量を勘案し3人体制となっています。一方、資本勘定支弁職員については、令和4年度まで4人体制となってきましたが、10年概成に向けて業務量が増加する中、技術職員の確保に苦慮し、令和5年度以降は3人体制となっています。

今後も、人事部局と調整を図り、業務量に応じた必要最小限度の人員を確保するとともに、技術職員を適正に配置し、下水道施設の整備及び改築・更新を推進するための体制を維持していきます。また、日本下水道協会や日本下水道事業団等が主催する専門的な研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上と人材育成に努めます。

## (5) 下水道事業の普及啓発・広報活動の推進

### ① 広報活動

現在、供用開始のお知らせ、助成制度の紹介、業務状況報告（年2回）、決算報告などの情報を町の広報紙に掲載しています。また、町ホームページには、使用の開始・休止手続き、排水設備工事、下水道使用料、受益者負担金、よくある問合せ等の各種情報を掲載し、周知に努めてきました。

これらの情報は、住民の皆様の目に留まるか、住民の皆様が自ら探しに行かなければ知ることができない情報であり、清水町下水道使用料等審議会でも、広報活動の不足について指摘を受けました。

このようなことから、今後は小中学校向けの出前講座、町ホームページやSNSを活用した情報発信など、様々な周知の方法を研究し、従来以上に積極的な広報に努めていきます。

### ② 『下水道の日』普及啓発活動

従来は、4月に開催される「みどりまつり」に併せて下水道促進展を開催し、カラーマンホールや汚水柵の展示、下水道システムの紹介、アンケート調査等を実施するとともに、来場される多くの皆様との会話を通じて、下水道についての普及・啓発に努めてきました。

今後は、毎年9月10日の『下水道の日』に併せて、同様の取組を継続していくとともに、集客性の高いイベントとの同時開催等を模索していきます。

## 第4章 投資・財政計画

### 4-1 投資・財政計画

#### (1) 前提条件の設定

令和8年度から令和17年度までの10年間について、本町下水道事業の主要な施策に係る投資・財政計画を検討します。

物価上昇の影響を受けやすい経費については、令和12年度までは令和8年1月22日に内閣府から発出の『中長期の経済財政に関する試算』（経済財政諮問会議資料）で示されている消費者物価上昇率（成長移行ケース・2.0%/年）を採用し、令和13年度以降は同資料における消費者物価上昇率（過去投影ケース・1.0%/年）を採用し、推計しています。

なお、収益的収入及び支出（営業収益・営業外収益・営業費用・営業外費用）、資本的収入及び支出（企業債・補助金・建設改良費等）に係る計画額設定の前提条件を、表4-1及び表4-2に示します。

表4-1 収益的収入及び支出の条件

項目		設定条件	
収益的収入及び支出	収益的収入	営業収益	
		料金収入	1戸当たりの平均有収水量に接続戸数を乗じて算出した年間見込有収水量に、平均改定率で調整した使用料単価を乗じて計上
		その他	雨水処理に係る他会計負担金及び指定工事店登録手数料等を計上
		営業外収益	
		他会計補助金	繰出基準の項目ごとに算出した繰入額と町独自基準の繰入額を合算して計上
		長期前受金戻入	固定資産台帳から計算した長期前受金収益価額、単年度分収益価額の試算額、取得予定資産に係る長期前受金収益価額の試算額を合算して計上
	その他	当初予算における頭出し計上分を計上	
	収益的支出	営業費用	
		職員給与費	R8当初予算計上額を計上
		経費	
		動力費	R8は当初予算計上額、R9以降分はR7決算見込額に物価上昇率を乗じて計上 R10及びR12以降は中継ポンプ場の主ポンプ増設分を加算
		修繕費	当初予算における頭出し計上額を計上
		その他	維持管理費、維持管理負担金、総係費の上記以外の経費を計上。固定費については物価上昇率を考慮し、変動費については数量の変動と単価の物価上昇率を考慮して計上。流域下水道維持管理負担金は、R11までは静岡県と協議した責任水量に単価を乗じて算出し、R12以降は見直し予定の責任水量に協定単価を乗じて算出。左岸処理区委託事務費負担金は、年間見込有収水量に予算上の負担金単価を乗じて算出
		減価償却費	固定資産台帳から計算した減価償却費と新規取得施設の見込取得価額から計算した減価償却費試算額を合算して計上
営業外費用			
支払利息	管路施設は償還期間30年（うち元金据置5年）、設備は償還期間15年（うち元金据置3年）、特別措置分は償還期間15年（元金据置なし）とし、利率は令和8年1月22日に内閣府から発出の『中長期の経済財政に関する試算』にて示された名目長期金利を採用。各年度で算出した利息額の積上額を計上		
その他	当初予算における頭出し計上分を計上		
当年度純利益（又は純損失）		収益的収入と収益的支出の差引額を計上	

表 4-2 資本的収入及び支出の条件

項 目		設 定 条 件	
資本的収入及び支出	資本的収入	企業債	
		建設改良債	建設改良費から算出した起債対象事業費（10万円未満切捨）を計上
		特別措置分	特別措置分発行可能額試算額（10万円未満切捨）を計上
		国庫補助金	建設改良費のうち国庫補助事業費に1/2を乗じた額を計上
		工事負担金	受益者負担金と工事負担金の合計額を計上。 受益者負担金は、過年度における前年度新規整備面積に対する受益地面積の平均割合（71.81%）を前年度新規整備予定面積に乗じて得た受益地面積に単価（210円/m <sup>2</sup> ）を乗じ、前納率を考慮して算出した額を計上。 工事負担金は、協定により沼津市が負担対象となっている施設の整備・改築等に要する事業費から国費充当額を控除した額の7/10を計上
	他会計負担金	繰出基準の項目ごとに算出した繰入額と町独自基準の繰入額を合算して計上	
	資本的支出	建設改良費	長寿命化計画事業は、清水町下水道ストックマネジメント計画に基づき、当該整備時期に事業費見込額を計上。その他、耐水化、耐震化、二条化事業については、事業規模が平準化するよう調整し、事業費見込額を計上。重点計画に基づく普及促進事業は、財源調整を踏まえ、可能な範囲での計上額を設定
		うち職員給与費	R 8当初予算計上額を計上
		企業債元金償還金	既発債償還額と新発債償還見込額の合算を計上。 既発債については、償還計画に基づく償還額を計上。 新発債は、各年度の起債額について、管路施設30年（うち元金据置5年）、設備15年（うち元金据置3年）、特別措置分15年（元金据置なし）の償還期間を設定し、単年度の償還額を算出してその積上額を計上
		その他	固定資産（重要備品）購入予定額を計上
収支不足額		資本的収入と資本的支出の差引額を計上	

(2) 投資計画について

① 新規整備事業

新規整備については、見直し前の計画では、アクションプランの整備予定面積に過年度の実績工事費を考慮して設定しましたが、国が示した汚水処理の概成を迎える令和8年度末には、下水道人口普及率が89.5%になると見込まれ、見直し後のアクションプランの計画値を達成できる見込みとなりました。また、概成後の令和9年度以降、新規整備に係る国費支援が不透明であり、見直し前の計画にあるとおり、その代替財源を企業債と他会計負担金で賅った場合、企業債残高の増加による将来負担の悪化や一般会計の負担増など、経営に及ぼす影響が見込まれます。このようなことから、新規整備については、事業規模を縮小し設定することとします（税込額）。

表4-3 新規整備に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
整備面積 (ha)	11.8 (26.2)	3.0 (16.8)	3.8 (16.9)	3.2 (16.8)	1.2 (16.8)
管路延長 (km)	3.10 (5.07)	0.70 (3.68)	0.90 (3.70)	0.80 (3.68)	0.30 (3.68)
管路事業費 (千円)	668,000 (1,031,745)	155,000 (748,880)	205,000 (752,950)	175,000 (748,880)	75,000 (748,880)
ポンプ場事業費 (千円)	0 (37,400)	200,000 (18,700)	0 (18,700)	0 (18,700)	200,000 (18,700)
総事業費 (千円)	668,000 (1,069,145)	355,000 (767,580)	205,000 (771,650)	175,000 (767,580)	275,000 (767,580)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
整備面積 (ha)	3.3	3.3	2.5	4.5	5.7
管路延長 (km)	0.8	0.8	0.6	1.1	1.3
管路事業費 (千円)	185,000	185,000	145,000	255,000	325,000
ポンプ場事業費 (千円)	0	0	0	0	0
総事業費 (千円)	185,000	185,000	145,000	255,000	325,000

※ ( ) 内は見直し前の計画額

## ② 改築更新事業

改築更新事業については、「清水町公共下水道事業ストックマネジメント計画（第2期）」に基づき、管路の点検調査のほか、管渠、マンホールポンプ及び中継ポンプ場における各種設備の改築に係る年度別費用を見込みます。また、計画期間外となる令和12年度以降については、各下水道施設の耐用年数等を踏まえ、事業費の平準化に配慮し設定します（税込額）。

表4-4 改築更新に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
管路点検調査 (千円)	25,000 (9,943)	17,640 (9,943)	17,640 (9,943)	17,680 (9,943)	55,000 (9,943)
管渠改築費 (千円)	42,000 (25,520)	0 (25,520)	80,000 (25,520)	80,000 (25,520)	80,000 (25,520)
MHP改築費 (千円)	60,000 (20,000)	55,000 (20,000)	61,800 (20,000)	47,800 (20,000)	0 (20,000)
ポンプ場改築費 (千円)	0 (0)	0 (0)	12,160 (0)	12,160 (0)	0 (0)
総事業費 (千円)	127,000 (55,463)	72,640 (55,463)	171,600 (55,463)	157,640 (55,463)	135,000 (55,463)

項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
管路点検調査 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	25,000
管渠改築費 (千円)	130,000	130,000	120,000	50,000	50,000
MHP改築費 (千円)	30,900	30,900	0	48,000	0
ポンプ場改築費 (千円)	0	0	70,000	0	0
総事業費 (千円)	180,900	180,900	210,000	118,000	75,000

※ ( ) 内は見直し前の計画額

### ③ 耐震化・耐水化・二条化事業

見直し前の計画では、耐震化・耐水化・二条化に係る事業費を計上していませんでしたが、近年、国から上下水道耐震化計画の策定や下水道における内水浸水対策、リダンダンシーの確保が要請されたことから、令和8年度以降の計画に当該事業費を計上し（税込額）、対策を講じていくこととします。

表4-5 耐震化・耐水化・二条化に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
耐震化(千円)	0	0	35,000	0	0
耐水化(千円)	0	10,000	10,000	0	0
二条化(千円)	0	0	0	0	0
総事業費(千円)	0	10,000	45,000	0	0
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
耐震化(千円)	0	0	0	0	0
耐水化(千円)	0	0	0	0	0
二条化(千円)	70,000	70,000	70,000	0	0
総事業費(千円)	70,000	70,000	70,000	0	0

### ④ 流域等下水道建設負担金

流域下水道建設負担金は、令和7年3月に策定された静岡県流域下水道事業経営戦略（第1回中間見直し後）における投資・財政計画から予定額を見込みます（税込額）。

なお、狩野川左岸処理区建設負担金については、令和7年3月に策定された沼津市下水道事業経営戦略における投資・財政計画から、計画期間中に沼津市への建設負担金は生じない見込みです。

表4-6 流域下水道建設負担金に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総事業費 (千円)	27,583 (8,793)	24,206 (13,246)	19,270 (15,621)	13,613 (13,132)	15,556 (11,821)

項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
総事業費 (千円)	17,327	17,786	17,741	14,811	14,811

※ ( ) 内は見直し前の計画額

#### ⑤ その他

その他として計画の見直しが予定されている下水道法事業計画（全体計画・耐水化計画を含む）、ストックマネジメント計画、詳細設計等の策定費を見込みます（税込額）。

表4-7 その他の計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
全体・事業計画 (千円)	34,000 (0)	0 (0)	8,000 (4,125)	0 (0)	0 (0)
SM計画 (千円)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	40,000 (10,000)	0 (0)
経営戦略 (千円)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5,000)
詳細設計 (千円)	13,000 (30,952)	0 (22,466)	0 (22,588)	33,000 (22,466)	10,000 (22,466)
総事業費 (千円)	47,000 (30,952)	0 (22,466)	8,000 (26,713)	73,000 (32,466)	10,000 (27,466)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
全体・事業計画 (千円)	0	0	8,000	0	0
SM計画 (千円)	0	0	0	40,000	0
経営戦略 (千円)	0	0	0	0	0
詳細設計 (千円)	0	10,000	0	0	25,000
総事業費 (千円)	0	10,000	8,000	40,000	25,000

※ ( ) 内は見直し前の計画額

#### ⑥ 維持管理費

##### ア 職員給与費

職員給与費は、収益的支出に係る費用と資本的支出に係る費用が挙げられます。人事院勧告に基づく給与改定や期末手当支給率の改定など、ベースアップによる増加傾向が見込まれますが、人事異動を考慮し、今後の計画は令和8年度計上額の据置きとします。

表4-8 職員給与費に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的支出 (千円・税抜)	22,695 (27,270)	22,695 (27,270)	22,695 (27,270)	22,695 (27,270)	22,695 (27,270)
資本的支出 (千円・税込)	24,156 (27,955)	24,156 (27,955)	24,156 (27,955)	24,156 (27,955)	24,156 (27,955)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的支出 (千円・税抜)	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695
資本的支出 (千円・税込)	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156

※ ( ) 内は見直し前の計画額

#### イ 動力費及び薬品費

動力費は、中継ポンプ場の電力料金や自家発電設備の燃料費が該当しますが、今後の計画値については、令和7年度の決算見込額に物価上昇分を考慮するとともに、主ポンプ増設後の電力料金分を見込んで設定します（税抜額）。

また、薬品費については、左岸処理区における接続戸数の増加に伴う中継ポンプ場への汚水入量の増加により、硫化水素の発生が従来よりも抑制されることを考慮し、物価上昇による単価の増額が見込まれるものの、投入量を調整し計画額を設定します（税抜額）。

表4-9 動力費及び薬品費に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
動力費 (千円)	8,570 (4,521)	7,317 (4,575)	9,748 (4,629)	9,844 (4,682)	11,304 (4,736)
薬品費 (千円)	1,219 (674)	1,215 (674)	1,147 (674)	1,172 (674)	1,197 (674)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
動力費 (千円)	11,360	11,416	11,472	11,528	11,584
薬品費 (千円)	1,210	1,164	1,176	1,188	1,200

※ ( ) 内は見直し前の計画額

#### ウ 修繕費

修繕費は、例年同額を予算計上し、可能な範囲で対応していることから、例年の予算計上額と同額を据置き、計画額として設定します（税抜額）。

表4-10 修繕費に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
修繕費 (千円)	3,728 (3,750)	3,728 (3,750)	3,728 (3,750)	3,728 (3,750)	3,728 (3,750)

項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
修繕費 (千円)	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728

※ ( ) 内は見直し前の計画額

## エ 維持管理委託費

維持管理委託費は、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等における運転管理、設備の点検等に、緊急時における対応業務を加えた包括的民間委託方式（レベル1）による事業費です。現在、静岡県が運営する狩野川流域下水道との一体によるウォーターPPPについて、令和10年度以降の導入を検討しているところですが、詳細調査による具体的な事業費やVFMが現時点において算定されていないため、現行の形態で施設の維持管理を継続した場合の事業費として、過年度の契約更改状況から、物価上昇率や人件費の上昇分を考慮し、計画値を設定します（税抜額）。

なお、維持管理委託費は、長期継続契約による3年間の委託契約となっているため、総額から月平均額を算定し配分します。

表4-11 維持管理委託費に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
維持管理委託費 (千円)	25,667 (21,339)	32,774 (24,826)	33,420 (24,826)	33,420 (24,826)	38,016 (28,883)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
維持管理委託費 (千円)	38,433	38,433	43,683	44,160	44,160

※ ( ) 内は見直し前の計画額

## オ 流域等下水道維持管理負担金

流域下水道維持管理負担金は、単価に責任水量を乗じて算出します。単価は、静岡県から提示された予定額を採用します。また責任水量は、令和11年度までは静岡県から提示された予定水量を見込みますが、令和12年度以降は計画水量が過大に設定されているため、中間見直し時に責任水量の見直しを実施するものとし、見込有収水量に見込不明水量を加算して計画水量を設定します（計画上は処理水量が責任水量を超えないものとします）。

南部浄化センター委託事務費負担金についても、単価に汚水排水量を乗じて積算します。単価は、過年度における決算ベースでは年度間の増減が見られるものの、予算ベースでは年度間の増減が小さいため、令和8年度予算ベースの負担金単価とします。また汚水排水量は、中徳倉地区における管更生工事及び誤接続対策事業完了後の令和3年度以降、有収率が100%を超えていることから、見込有収水量で設定するものとします。

なお、静岡県に拠出する流域下水道維持管理負担金の予定額（税抜額）を表4-12に、沼津市に拠出する南部浄化センター委託事務費負担金の予定額（税抜額）を表4-13に示します。

表4-12 流域下水道維持管理負担金に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
負担金単価 (円/㎡・税込)	86 (84)	87 (84)	88 (84)	89 (84)	90 (84)
責任水量 (千㎡)	2,290 (2,129)	2,371 (2,163)	2,475 (2,196)	2,591 (2,230)	2,222 (2,263)
維持管理負担金 (千円・税抜)	179,036 (162,579)	187,524 (165,175)	198,000 (167,695)	209,635 (170,291)	181,800 (172,811)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
負担金単価 (円/㎡・税込)	90	90	90	91	91
責任水量 (千㎡)	2,213	2,218	2,223	2,224	2,231
維持管理負担金 (千円・税抜)	181,063	181,472	181,881	183,985	184,564

※ ( ) 内は見直し前の計画値

表4-13 南部浄化センター委託事務費負担金に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
負担金単価 (円/㎡・税込)	137.72 (-)	137.72 (-)	137.72 (-)	137.72 (-)	137.72 (-)
汚水排水量 (千㎡)	485,045 (-)	561,072 (-)	567,644 (-)	580,464 (-)	591,552 (-)
委託事務費負担金 (千円・税抜)	60,727 (80,406)	70,245 (84,427)	71,068 (88,648)	72,673 (93,080)	74,061 (97,734)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
負担金単価 (円/㎡・税込)	137.72	137.72	137.72	137.72	137.72
汚水排水量 (千㎡)	598,015	606,303	615,576	622,738	638,488
委託事務費負担金 (千円・税抜)	74,870	75,908	77,069	77,965	79,937

※ ( ) 内は見直し前の計画値

#### カ 減価償却費

令和6年度以前に取得した資産に係る減価償却費は、固定資産台帳に基づき算出します。また、令和7年度以降に取得する資産に係る減価償却費は、管路の標準耐用年数を50年、中継ポンプ場やマンホールポンプ場における各種設備の標準耐用年数を20年として、各年度の減価償却費を算出します。

表4-14 減価償却費に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
減価償却費	527,664	526,548	525,941	525,560	521,312
(千円)	(461,506)	(461,016)	(460,649)	(460,269)	(456,020)
	14,836	31,050	46,072	55,946	65,311
	(102,642)	(121,934)	(136,540)	(151,324)	(166,091)
合計	542,500	557,598	572,013	581,506	586,623
(千円)	(564,148)	(582,950)	(597,189)	(611,593)	(622,111)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
減価償却費	509,892	509,829	509,643	508,435	508,435
(千円)	79,054	87,731	96,912	106,715	115,656
合計	588,946	597,560	606,555	615,150	624,091
(千円)					

※ ( )内は見直し前の計画額

【上段：既存施設分・下段：新規施設分】

## キ 企業債元利償還金

## i) 企業債元金償還金

既発債分は、本町の償還計画値を採用し、令和7年度以降に新たに起債するものについては、建設改良費における事業費見込から特定財源を控除して起債見込額を算出し、管路については元金5年据置の30年償還で、設備については元金3年据置の15年償還で計画値を見込んでいます。また、特別措置分については、別途試算した特別措置分発行可能額から起債見込額を算出し、元金据置なしの15年償還で計画値を見込んでいます。

## ii) 支払利息

既発債分は、本町の償還計画値を採用し、令和7年度以降に新たに起債するものについては、i)と同様の方法で見込んだ起債見込額から、各年度末残高を基礎額として利率を乗じて利息額を算出します。利率については、令和8年1月22日付けで内閣府から発出された経済財政諮問会議資料「中長期の経済財政に関する試算」における「名目長期金利（成長移行ケース）」の利率を30年償還分として採用し、過年度の実績を踏まえ、そこから0.5ポイント引き下げた利率を15年償還分として採用しています。

なお、表4-16には、一時借入金に係る支払利息見込額を計上していません。

表4-15 企業債元金償還金に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
元金償還金	454,723	443,731	432,915	415,125	405,957
(千円)	(442,665)	(410,704)	(386,387)	(354,585)	(330,857)
	2,567	4,867	6,940	35,500	45,369
	(-)	(20,860)	(41,378)	(61,827)	(82,347)
合計	457,290	448,598	439,855	450,625	451,326
(千円)	(442,665)	(431,564)	(427,765)	(416,412)	(413,204)

項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
元金償還金 (千円)	379,448 68,179	360,839 87,144	315,871 101,291	289,115 132,300	275,710 143,131
合計 (千円)	447,627	447,983	417,162	421,415	418,841

※ ( ) 内は見直し前の計画額

【上段：既発債分・下段：新発債分】

表4-16 支払利息に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支払利息 (千円)	73,242 ( 48,676) 15,763 ( 13,485)	67,046 ( 42,823) 32,318 ( 16,126)	61,347 ( 37,665) 39,962 ( 19,990)	55,966 ( 32,994) 49,036 ( 23,911)	50,822 ( 28,834) 56,061 ( 27,728)
合計 (千円)	89,005 ( 62,161)	99,364 ( 58,949)	101,309 ( 57,655)	105,002 ( 56,905)	106,883 ( 56,562)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
支払利息 (千円)	45,918 65,033	41,311 74,166	37,169 83,087	33,513 91,367	30,273 100,244
合計 (千円)	110,951	115,477	120,256	124,880	130,517

※ ( ) 内は見直し前の計画額

【上段：既発債分・下段：新発債分】

## (2) 財源計画について

### ① 企業債

企業債は、建設改良事業においては世代間公平性を確保する観点からも有効な財源であることから、可能な限り積極的に活用します。また、特別措置分については、平成18年度の地方財政措置の見直しに伴う財源補填分として交付税措置のある有利な財源であることから、発行可能額が算定されている限り、積極的に活用します。

しかしながら、多額の企業債残高を抱えており、企業債残高対事業規模比率が844.97%と全国平均及び類似団体平均を大きく上回っていること、政策金利の引上げによる長期金利の上昇が見込まれており、利払いの増加が経営を圧迫する恐れがあることから、持続可能な事業経営を維持していくためには、企業債の新規発行額を抑制していく必要があります。

### ② 国庫補助金

重点計画に係る補助対象事業に対し、現在の社会資本整備総合交付金交付要綱では、アクションプランでの目標年次（令和8年度）まで、国庫補助金を100分の50の補助率で交付することとなっていますが、現時点において、令和9年度以降は未定となっており、補助が発生しない可能性があります。そのため、重点計画に係る令和9年度以降の建設改良費の財源として、国庫補助金は見込まないこととし、企業債及び留保資金を充当することとします。

また、長寿命化事業に係る補助対象事業のうち、管路改築事業や一部の耐震化事業に対しては、ウォーターPPPの導入が交付要件化されていますが、現在、静岡県が運営する狩野川流域下水道との一体によるウォーターPPPについて、令和10年度以降の導入を目指していることから、令和9年度以降の管路改築事業及び耐震化事業に対する国庫補助金は、令和

10年度からの交付を見込むこととします。その他、耐水化事業や二条化事業については、交付金のメニューが異なることから、それぞれ見込むこととします。

### ③ 他会計負担金

公費負担分の確保と財政基盤の強化を図るため、財政部局と調整の上、繰出し基準に基づく必要な繰入を確保しつつも、公営企業の経営は独立採算が原則であることから、基準外繰入の削減に努めます。

### ④ 下水道使用料

下水道使用料の試算は、使用料単価に見込有収水量を乗じて算出しています。見込有収水量は、1戸当たりの平均有収水量に接続戸数を乗じて算出し、使用料単価は、現行使用料単価に平均改定率を乗じて算出しています。

なお、使用料単価については、投資・財政計画における収益的収入及び支出において発生した収支ギャップ及び内部留保資金保有高の減少を下水道使用料の改定により補填した場合について検討し、令和12年度に平均改定率15%程度、令和16年度に平均改定率10%程度の改定を実施したものとシミュレーションしています。

今後の下水道使用料（税抜額）の収入の見通しを表4-17に示します。

表4-17 下水道使用料に係る計画（改定あり）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	138.75 (136.55)	138.72 (136.62)	138.69 (136.69)	138.66 (136.75)	159.46 (136.82)
有収水量 (m <sup>3</sup> )	2,552,992 (2,392,016)	2,639,309 (2,420,689)	2,651,817 (2,449,362)	2,670,780 (2,478,035)	2,687,130 (2,506,708)
下水道使用料 (千円)	354,231 (326,624)	366,125 (330,709)	367,780 (334,796)	370,330 (338,881)	428,490 (342,968)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	159.43	159.40	159.37	175.30	175.27
有収水量 (m <sup>3</sup> )	2,685,439	2,698,323	2,712,093	2,720,361	2,742,941
下水道使用料 (千円)	428,140	430,113	432,226	476,879	480,755

※（ ）内は見直し前の計画値

### ⑤ 受益者負担金

受益者負担金の試算は、過年度の整備面積に対する受益者負担金の賦課対象面積の比率を当該年度の前年度の整備面積に乘じ、その面積に受益者負担金単価 210 円/m<sup>2</sup>を乗じた上で、前納率を勘案して算出しています。

表 4-18 受益者負担金に係る計画

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前年度整備面積 (㎡)	153,000 (-)	118,000 (-)	29,636 (-)	38,065 (-)	31,921 (-)
新規受益面積 (㎡)	95,473 (209,000)	84,733 (209,000)	21,281 (134,000)	27,334 (135,000)	22,922 (134,000)
受益者負担金 (千円)	14,200 (43,890)	17,086 (43,890)	4,291 (28,140)	5,511 (28,350)	4,622 (28,140)
項目	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
前年度整備面積 (㎡)	12,347	32,992	32,665	25,494	44,894
新規受益面積 (㎡)	8,866	23,691	23,456	18,306	32,237
受益者負担金 (千円)	1,787	4,777	4,729	3,691	6,500

※ ( ) 内は見直し前の計画値

(2) 投資・財政計画について

投資計画及び財源計画に基づく投資・財政計画を表 4-19及び表 4-20に示します。

表4-19 投資財政計画（収益的収支）

（単位：千円、％）

区 分	年 度		前々年度	前年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
			（決算）	（決算見込）										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		322,239	346,527	357,473	369,249	370,942	373,557	431,756	431,288	433,251	435,401	480,111	484,039
	(1) 料 金 収 入		319,494	343,523	354,231	366,125	367,780	370,330	428,490	428,140	430,113	432,226	476,879	480,755
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		2,745	3,004	3,242	3,124	3,162	3,227	3,266	3,128	3,138	3,175	3,232	3,284
	2. 営 業 外 収 益		600,670	615,759	639,310	675,958	700,257	722,415	654,588	661,591	671,960	690,302	666,988	680,248
	(1) 補 助 金		217,352	221,698	227,277	265,782	278,727	295,791	226,026	238,632	244,266	257,634	229,617	238,526
	他 会 計 補 助 金		217,352	221,698	227,277	265,782	278,727	295,791	226,026	238,632	244,266	257,634	229,617	238,526
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		383,301	394,056	412,030	410,173	421,527	426,621	428,559	422,956	427,691	432,665	437,368	441,719
	(3) そ の 他		17	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
収 入 計 (C)		922,909	962,286	996,783	1,045,207	1,071,199	1,095,972	1,086,344	1,092,859	1,105,211	1,125,703	1,147,099	1,164,287	
支 出	1. 営 業 費 用		834,444	874,772	900,282	939,634	961,766	983,306	968,837	973,067	980,868	996,852	1,009,754	1,022,946
	(1) 職 員 給 与 費		21,187	22,228	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695	22,695
	基 本 給		11,928	12,131	12,282	12,282	12,282	12,282	12,282	12,282	12,282	12,282	12,282	12,282
	退 職 給 付 費													
	そ の 他		9,259	10,097	10,413	10,413	10,413	10,413	10,413	10,413	10,413	10,413	10,413	10,413
	(2) 経 費		302,590	324,239	335,067	359,341	367,058	379,105	359,519	361,426	360,613	367,602	371,909	376,160
	動 力 費		7,791	7,175	8,570	7,317	9,748	9,885	11,304	11,360	11,416	11,472	11,571	11,584
	修 繕 費		4,291	1,947	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728
	材 料 費													
	そ の 他		290,508	315,117	322,769	348,296	353,582	365,492	344,487	346,338	345,469	352,402	356,610	360,848
(3) 減 価 償 却 費		510,667	528,305	542,500	557,598	572,013	581,506	586,623	588,946	597,560	606,555	615,150	624,091	
2. 営 業 外 費 用		76,595	80,694	90,256	100,615	102,560	106,253	108,134	112,202	116,728	121,507	126,131	131,768	
(1) 支 払 利 息		76,085	80,694	90,255	100,614	102,559	106,252	108,133	112,201	116,727	121,506	126,130	131,767	
(2) そ の 他		510	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
支 出 計 (D)		911,039	955,466	990,518	1,040,249	1,064,326	1,089,559	1,076,971	1,085,289	1,097,596	1,118,359	1,135,885	1,154,714	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		11,870	6,820	6,265	4,958	6,873	6,413	9,373	7,590	7,615	7,344	11,214	9,573	
特 別 利 益 (F)				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
特 別 損 失 (G)				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		11,870	6,820	6,265	4,958	6,873	6,413	9,373	7,590	7,615	7,344	11,214	9,573	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		129,463	136,283	142,548	147,506	154,379	160,792	170,165	177,755	185,369	192,714	203,928	213,501	
流 動 資 産 (J)		437,334	411,946	390,423	339,983	220,902	103,223	159,641	150,265	124,915	132,982	150,308	199,546	
う ち 未 収 金		89,406	95,518	88,487	70,410	82,068	81,257	85,492	84,183	85,418	84,924	90,766	95,813	
流 動 負 債 (K)		478,397	486,884	476,147	488,246	498,765	495,393	494,684	498,543	467,911	472,481	467,577	470,828	
う ち 建 設 改 良 費 分		446,461	455,470	447,649	439,095	450,625	451,326	447,627	447,983	417,162	421,415	418,841	420,431	
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		28,250	27,894	25,789	46,636	46,375	42,312	45,302	48,805	48,994	49,311	46,981	46,642	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		322,239	346,527	357,473	369,249	370,942	373,557	431,756	431,288	433,251	435,401	480,111	484,039	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 額 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)		322,239	346,527	357,473	369,249	370,942	373,557	431,756	431,288	433,251	435,401	480,111	484,039	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

表4-20 投資財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

年 度		前々年度	前年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		（決算）	（決算見込）										
資本的収入	1. 企業債	589,900	637,000	593,500	295,300	369,500	314,500	378,500	362,800	368,200	336,900	361,500	421,800
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	276,080	215,625	239,629	221,247	208,298	201,224	260,985	248,377	242,738	229,368	247,383	238,472
	5. 他会計借入金												
	6. 国（都道府県）補助金	296,785	267,914	314,000	132,500	108,300	113,820	72,500	125,450	130,450	140,000	79,000	50,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	37,246	15,214	14,200	87,086	8,547	9,767	4,622	1,787	4,777	4,729	3,691	6,500
	9. その他												
	計 (A)	1,199,991	1,135,753	1,161,329	736,133	694,645	639,311	716,607	738,414	746,165	710,997	691,574	716,772
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,199,991	1,135,753	1,161,329	736,133	694,645	639,311	716,607	738,414	746,165	710,997	691,574	716,772
資本的支出	1. 建設改良費	887,545	883,325	896,624	488,448	475,472	445,855	462,158	479,829	490,288	477,343	454,413	466,413
	うち職員給与費	22,088	23,228	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156	24,156
	2. 企業債償還金	450,132	448,561	457,290	448,598	439,855	450,625	451,326	447,627	447,983	417,162	421,415	418,841
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他		935							1,650			
計 (D)	1,337,677	1,332,821	1,353,914	937,046	915,327	896,480	913,484	927,456	939,921	894,505	875,828	885,254	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)	137,686	197,068	192,585	200,913	220,682	257,169	196,877	189,042	193,756	183,508	184,254	168,482	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	103,211	156,967	158,213	191,820	202,696	242,088	179,472	173,874	177,894	169,079	167,289	147,542
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	34,475	40,101	34,372	9,093	17,986	15,081	17,405	15,168	15,862	14,429	16,965	20,940
計 (F)	137,686	197,068	192,585	200,913	220,682	257,169	196,877	189,042	193,756	183,508	184,254	168,482	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	6,984,341	7,172,780	7,308,990	7,155,692	7,085,337	6,949,212	6,876,386	6,791,559	6,711,776	6,631,514	6,571,599	6,574,558	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		前々年度	前年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		（決算）	（決算見込）										
収益的収支分		219,940	224,375	230,371	268,753	281,702	298,776	229,015	241,623	247,262	260,632	232,617	241,528
	うち基準内繰入金	219,940	224,375	230,371	268,753	281,702	298,776	229,015	241,623	247,262	260,632	232,617	241,528
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		276,080	215,625	239,629	221,247	208,298	201,224	260,985	248,377	242,738	229,368	247,383	238,472
	うち基準内繰入金	159,694	155,892	151,790	161,944	159,197	151,643	204,739	199,129	197,415	186,345	220,128	221,387
	うち基準外繰入金	116,366	59,733	87,839	59,303	49,101	49,581	56,246	49,248	45,323	43,023	27,255	17,085
合 計		496,000	440,000	470,000	490,000	490,000	500,000	490,000	490,000	490,000	490,000	480,000	480,000

## 第5章 経営戦略の事後検証・更新

### 5-1 評価の方法

下水道事業は、地方財政法上、公営企業と位置付けられています。そのため、総務省は、法適用の有無に関わらず、各団体の地方公営企業決算の状況を毎年公表しています。

これは、全国全ての下水道事業を行っている団体が作成することとなっており、事業を経費回収率などの同じ指標で評価していることから、行政規模が同規模の類似団体との経営比較が容易に行えます。

このようなことから、今後も総務省の公表している地方公営企業決算状況調査や経営比較分析表による経営指標等を活用し、経営状態の評価を実施していきます。

### 5-2 評価の時期

計画達成状況の評価方法は、令和3年度から令和12年度までの計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行った上で状況を公表します。

ただし、本経営戦略で定めた基本方針に係る取組による効果については、その後の基本方針を定める上で重要な評価指標となるため、令和11年度までの経営状況や使用料水準の検証・評価を実施し、計画値と実績値に乖離がある場合には、原因の特定と対策の検討を行い、第2期経営戦略における計画値を設定します。

評価手法については、経営戦略の達成状況の評価し、「投資・財政計画」やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離について、原因を分析し、その結果を反映させるため、

『計画策定（Plan）、実施（Do）、進捗・評価（Check）、見直し・改善（Action）』のサイクルで行います。

なお、事後検証と見直しの年次計画は、表5-1のとおりです。

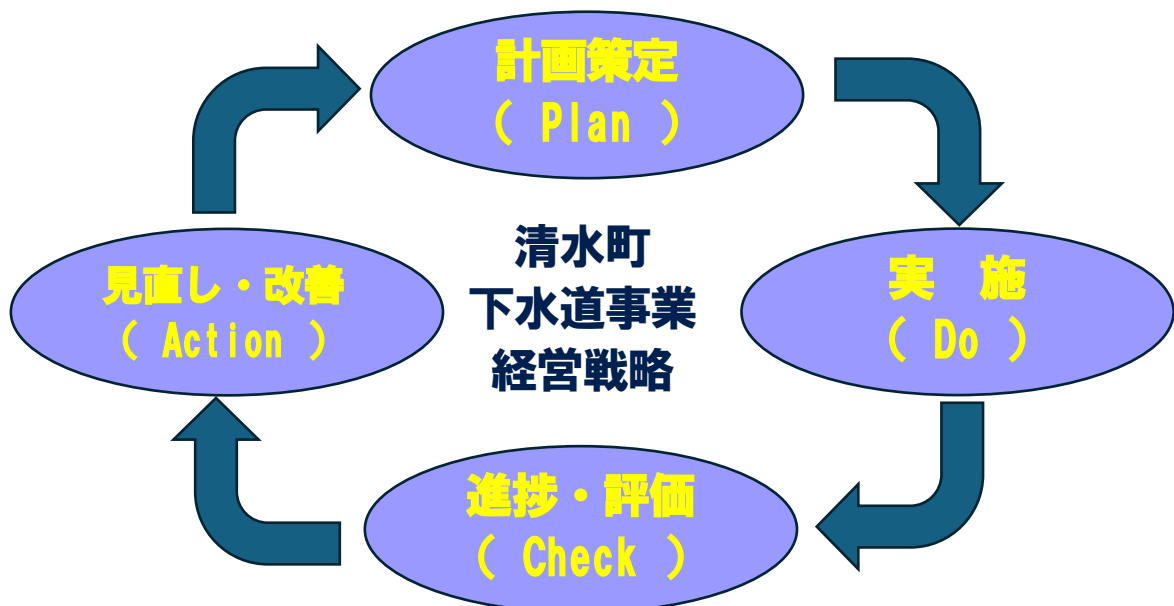


表5-1 事後検証と見直しの年次計画

年次	年度	経営戦略	下水道使用料
6	令和8年度	第1期見直し後経営戦略運用開始	
7~9	令和9~11年度	進捗管理 検証・自己評価	審議会による経営状況の評価 使用料改定に係る審議
10	令和12年度	総合的検証・評価 第2期経営戦略 策定	使用料改定
1	令和13年度	第2期経営戦略	
2~4	令和14~16年度	進捗管理 検証・自己評価	審議会による経営状況の評価 使用料改定に係る審議
5	令和17年度	総合的検証・評価 第2期経営戦略 中間見直し	使用料改定
6	令和18年度	第2期見直し後経営戦略運用開始	

### 5-3 経費回収率の向上に向けたロードマップについて

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水  
下企第34号）を踏まえ、概ね5年に1度、下水道使用料改定の検証を行い、経費回収率の向上を  
目指します。

第1期経営戦略においては、長期目標として経費回収率100%の達成年度を令和22年としていま  
したが、令和6年度までの実績と令和7年4月に実施した下水道使用料の増額改定の効果を踏まえ、  
今回の見直しでは経費回収率100%の達成年度を令和12年度に上方修正しました。

	《第1期経営戦略》	《第1期見直し後経営戦略》
実 績 (令和元年度)	経費回収率 約80% 使用料単価121.3円/m <sup>3</sup>	経費回収率 80.9% 使用料単価121.3円/m <sup>3</sup>
中間見直し時 (令和7年度)		経費回収率 約92% 使用料単価138.5円/m <sup>3</sup>
計画最終年度 (令和12年度)	経費回収率 約85% 使用料単価127.5円/m <sup>3</sup>	経費回収率 約106.3% 使用料単価159.5円/m <sup>3</sup>
中間見直し時 (令和17年度)		経費回収率 約116.9% 使用料単価175.3円/m <sup>3</sup>
長 期 目 標 (令和22年度) :	経費回収率 約100% 使用料単価150円/m <sup>3</sup>	経費回収率 約116.9% 使用料単価175.3円/m <sup>3</sup>



令和8年3月

**清水町 都市計画課**

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

電話番号 055-981-822 (直通)